

近世郷村社会の秩序と変容

—山城国相楽郡木津郷の場合—

はじめに

近世村落の基本形が、集落を中心にその外延部に野良（耕地）と山を有する形であることについてはつとに指摘されているところであるが、現実に存在した村はそれぞれの地域が抱えた地理的・歴史的條件に規定されて多種多様な形を取っていた。山城国南部にあって木津郷九ヶ村と称される村々（現在京都府相楽郡木津町）もまたつぎに挙げるような幾つかの理由によって、複雑な様相を呈していた地域の一つである。

①まず、この九ヶ村のうち四ヶ村は二一〇の領主に分有された相給村であり、残る五ヶ村も幕領・禁裏御料と、複数領主の支配が錯綜する地であったこと（「表一」参照）。

②九ヶ村の中心をなす小寺・大路・千童子・枝・上津の五ヶ村は、村としての領域を持たず、各村耕地は郷域に相互に入り組む形で散在していたこと。

③相互の關係に濃淡はあるものの、九ヶ村は木津郷としてのまとまりを持ち、村を越えた郷としての結合が強固であったこと。

本稿は、こうした条件のもとで、当該地域の住民が生活を営むにあたって形づくっていた枠組みはいかなるものであったか、また、それはどのようにに変容していったか、などを明らかにすることを課題としている。

さいわいこの地域には右の諸条件とも関わって多数の絵図が残存しており、課題に接近するに際しての有力な手掛かりを提供している。本論

近世郷村社会の秩序と変容 — 山城国相楽郡木津郷の場合 —

水本邦彦

ではそうした絵図類をも活用しながら検討を進めていきたい。

I 木津郷と村々

1 近世の木津郷地域

本章では近世の木津郷地域における郷と村々との関わりについて検討しようと思うが、まず本節では郷域全体を描いた絵図を素材に、この地域の地理的概要を示すことにする。「図一」は一七世紀中頃に描かれたと思われる木津郷図である。凡例に「小野宗左衛門御代官所」とあることから、本図は当地における幕府代官小野貞久支配村を示すことにその目的があったと考えられるが²⁾、山や耕地が「郷入会」「郷立合」の形を取っているため、結果として木津郷全域を概観できる絵図となっている。以下この「図一」を素材に暫く木津郷域の景観を眺めてみよう。

さて本図が示すように、近世木津郷域の世界は、山がちの東部・南部（随所に「木津六郷立合」と記されている）と、「木津郷入会」と記され「田」「畑」と書き込まれた西北の平野部からなり、南東山中に源を發した井関川が、郷域中央部を斜めに横切る形をとっていた。平野部には、井関川流域を始めとする山間部に築造された多数の溜め池からの用水路が縦横に走り、またこの図からはやや判りにくい³⁾が、北辺をなす木津川縁りには国役堤が築かれていた。村（集落）は木津川に沿って上流から鹿背山、上津、枝、千童子、大路、小寺の六ヶ村が並び、また小寺村と大路村に挟まれた街道両側の木津町は、木津川縁りから井関川南部

〔表1〕木津郷村々の所領構成

村名	村高(石)	内 訳	
小 寺	687.807	法皇	200
		一条家(公家)	211.195
		玉虫左兵衛代官(幕)	226.612
		冷泉家(公家)	50
千 童 子	1255.42	玉虫左兵衛代官(幕)	274.64
		玉虫左兵衛代官(幕)	200
		武者小路家(公家)	130
		大宮家(公家)	130
		中園家(公家)	100
		勘解由小路家(公家)	80
		野々宮家(公家)	100
		伏原家(公家)	104.78
		裏松家(公家)	80
		山本家(公家)	56
南 川	36.628	玉虫左兵衛代官(幕)	
大 路	276.802	玉虫左兵衛代官(幕)	
枝	174.746	玉虫左兵衛代官(幕)	
上 津	247.858	禁裏	
鹿 背 山	508.261	一条家(公家)	288.805
		玉虫左兵衛代官(幕)	219.456
梅 谷	205.28	玉虫左兵衛代官(幕)	
市 坂	985.7036	玉虫左兵衛代官(幕)	214.6376
		高松御局(公家)	154.798
		三輪七之助家(旗本)	300
		玉虫左兵衛代官(幕)	316.268

*石高・領主は享保14年(1729)「山城国高八郡村名帳」(『史料京都の歴史』3)より。

にまで広がっていた。このほか千童子村のやや南部に同村の支村である南川村が、また郷域南部の山中、奈良道沿いには市坂村があった。なお、後に木津郷九ヶ村の一角を構成する梅谷村（延宝八年（一六八〇）開発開始、天和三年（一六八三）検地）は、南東部山中、井関川上流と奈良道（伊賀道）との交差地域に創出されるが、ここには未だその姿を現わしていない³⁾。

木津が古来交通の要衝であったことは周知の通りであるが、近世にはその役割は一層増大し、本図にも、木津川の渡しを経て平野部を南下する奈良道（京伏見道）を始め、木津中心部でこの奈良道に交差して東西に延びる淀道（伊賀道）など多数の道路が描かれている。また、郷域内六川沿いには田中社、中央部に八幡社・天神社、上津村東部に御霊社など幾つかの神社があり、市坂村にも神社のマークがみえる。

以上、一七世紀中頃に作成された郷絵図を素材に、木津郷地域の景観を概観してみた。はじめに触れたように、近世村の基本形が集落・耕地・山の広がりにおいて捉えられるとすれば、この木津郷地域の景観は、いふなれば郷全体としてこの三要素を満たす構成になっていたとすることができ。すなわち、木津川沿いに密集した集落を中核部分として、南西部に開けた耕地、および東部・南部の山地を抱えた世界である。しかし、近世においてこの世界は一村としてではなく、九つの村に細分化されていた。以下こうした全体的景観を念頭に置きながら、この地域の郷村の様子を探ることにしよう。

2 村絵図からみた木津郷村々

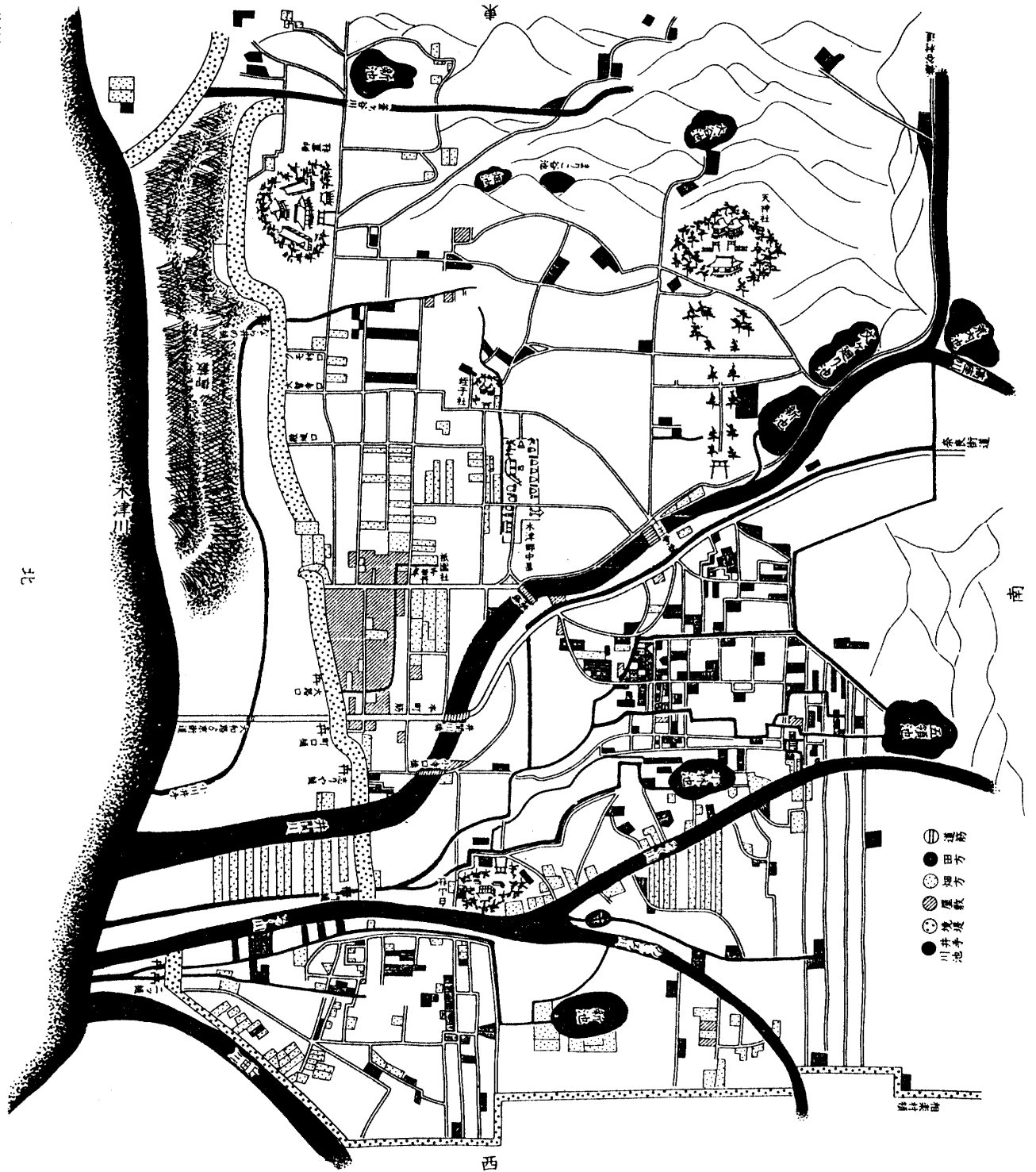
前節では木津郷図から郷全体の様子について概観したが、本節では村

絵図を素材に、この世界を各村の側から眺めてみたい。

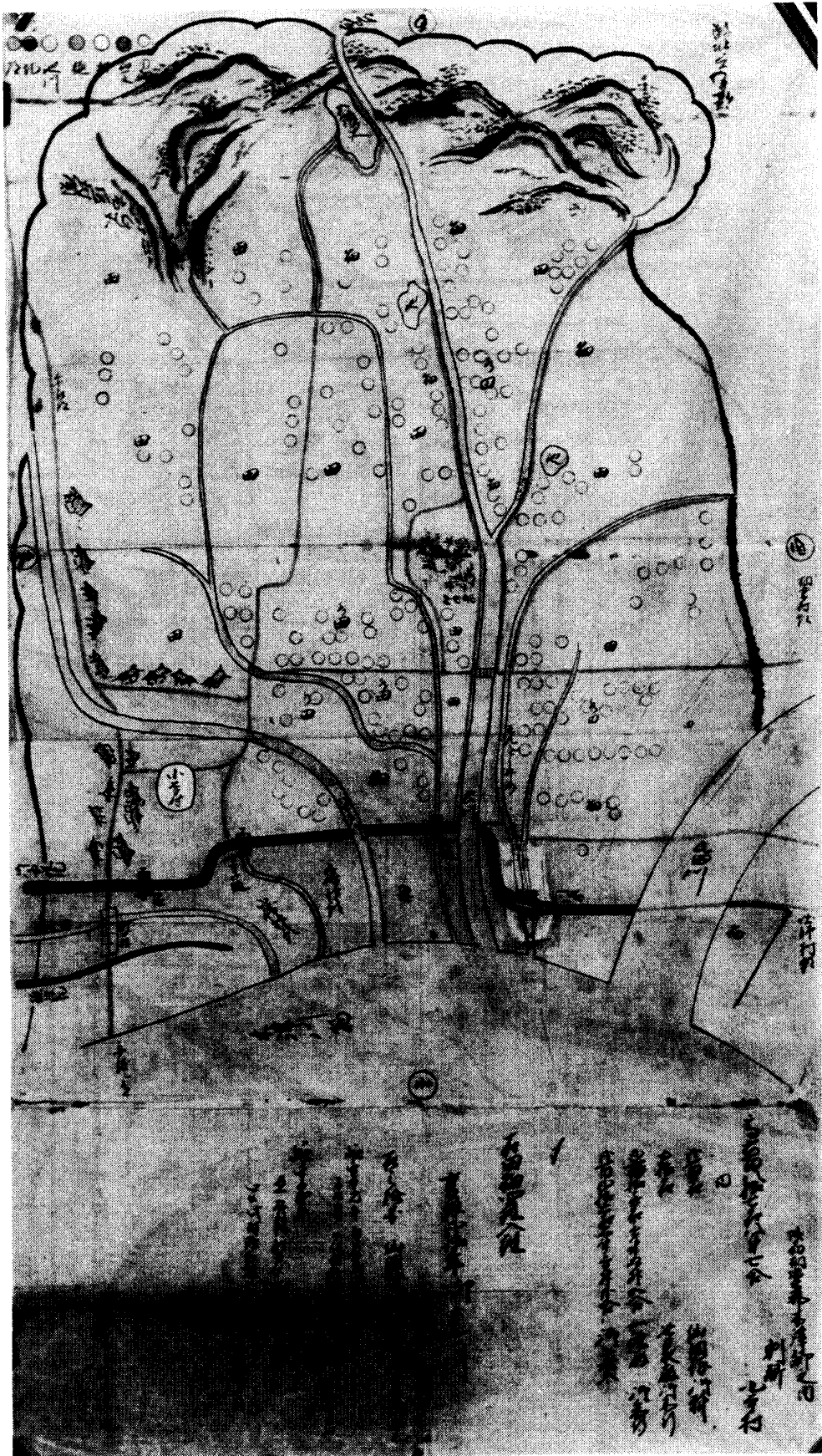
さて、木津地域には市坂村、枝村を除く七ヶ村に何点づつかの村絵図が残っているが、ここではまずサンプルとして郷域中心部に位置していた大路村と小寺村の村絵図を掲げてみよう。「図2」は宝暦一三年（一七六三）に作成された大路村絵図、また「図3」は享保二〇年（一七三五）に描かれた小寺村絵図である。「図2」の大路村図からみてみよう。同村は先の「図1」にも示されていたように、木津川に沿って形成された村々の中心部に位置する村で、本図でも集落は、若干の屋敷地が東部山間部などにみえるほかは、奈良街道（本町筋・京街道）の東部に集中して描かれており、この地域が大路村村民の居住地であったことを示している。ところで本図を一見して明らかなのは、この村には自村域と他村域とを明示的に区別するような村域が存在しないことである。すなわち同村の「田方」「畑方」は、西は相楽村境から東は御霊社・天神社東部の山中まで、また北は木津川堤から南は六川上流の五領池近辺までと、木津郷の中心部全域に広がっており、かつそれらの耕地は一筆毎に散在しているのである。村高二七六石余の同村は、近世を通じて全村幕府領であるところから、同図が村領域の一部のみを描いた部分図である可能性はなく、またこうした耕地の散在状態は既に延宝検地段階ないしは近世初頭にまで遡ると見られることから、村、域なしのこの形態は、近世を通じて大路村の固有の在り方であったと想定される。

こうした形態は「図3」として掲げた小寺村にも見いだすことができる。村高六八七石余を有し、四人の領主に分有された同村を描いたこの図は、先の「図2」大路村絵図や前節「図1」の木津郷図に較べ、奈良街道を東端とするなど郷域西部に偏った範囲となっているが、しかし、

〔図2〕大路村絵図



〔図3〕小寺村絵図



ここでも集落（奈良街道西部の「小寺村」地域）のまとまりと耕地の散在形態（井関川以西の平野部に広く丸印で示された部分）といったパターンは大路村に共通している。小寺村耕地の散在する井関川西部地域は、先の〔図2〕で明らかのように、大路村の過半の耕地も存在していたわけだから、隣り合う耕地片は一筆毎にその所屬を異にする状態だったと想定することができ、いわゆる村境は全く存在しなかったといつてよいのである。

大路村と、その東に接して集落のあった千童子村の両村に残る延宝七年（一六七九）検地帳は、このような各村耕地の入り組み状況をよく示すものである。両検地帳で同一小字名を持つ地域を一・二例示してみよう（〔表2〕）。これによれば、両村は字「ミそろ」ではそれぞれ七筆と三筆の、また字「かた山」では各三筆の田地を持っていたことが判明する。一般的にこの地域では、一小字の筆数は多くても二〇筆程度と考えられるから、これはかなりの重複度であり、かつ、右の千童子村検地帳が延宝七年段階で幕府領であった部分のみ（全村高の二五・一パーセント）を対象としていたことを考慮すると、実際の両村耕地の重なりあるいは、これをはるかに上回るものだったと推測できるのである⁵⁾。この重複度を全体として明らかにするために〔図4〕を掲げてみた。本図は両村検地帳にみえる全小字数を数え、グラフ化したものであるが、千童子村田畑の四〇パーセント近く、大路村から見ると実に耕地の過半の五六パーセント余が相手村耕地と同一小字に存在する状態となっている。

こうした耕地の錯綜状態は、右に例示した大路村と千童子村の間に留まらず、先の小寺村、および木津郷の中心部にあった枝村・上津村の五ヶ村全体に共通する特徴であった。享保六年（一七二二）作成の千童子

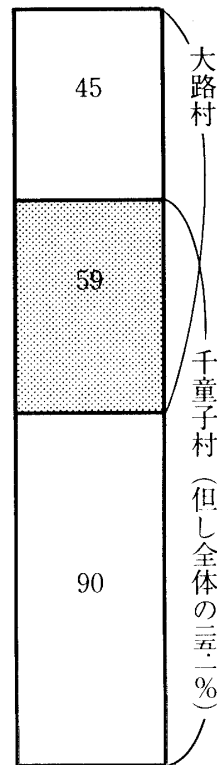
〔表2〕同一小字内田畑

村名	古検 (畝)	田品	縦横(間)	反別(畝)	分米(石)	斗代(石)
〔字ミそろ〕						
大路	8.05	上々田	58×14.5	28.	4.2	1.5
大大	4.10	中田	12×11	4.12	0.528	1.2
大大	4.10	中田	15×8.48	4.12	0.528	1.2
大大	6.12	中上田	53×2.5	5	0.7	1.4
大大	4.26	中上田	14×11	5.03	0.612	1.2
大大	11.24	上上田	38×10	12.21	1.778	1.4
大千	10	上上田	21×15	10.15	1.47	1.4
千童	2.15	上上田	25×9.51	8.06	1.148	1.4
千童	9.28	中上田	55×5.15	9.18	1.152	1.2
千童	8	上上田	54×7	12.18	1.764	1.4
〔字かた山〕						
大路	14.16	中上田	35.5×12.15	14.15	1.74	1.2
大大	3.04	上上田	23.1×4	3.03	0.434	1.4
大大	19.03	上上田	23.3×20	15.21	2.198	1.4
大千	2.04	上上田	15×5	2.15	0.35	1.4
千童	2.06	上上田	26×13.5	11.21	1.638	1.4
千童	9	上上田	24×11.5	9.06	1.288	1.4

*延宝7年(1679)千童子村検地帳(『木』Ⅱ176-223頁)、同年大路村検地帳(八木芳郎家文書)より。

〔図4〕同一小字にある大路村・千童子村田畑の割合

*延宝七年（一六七九）検地帳



村明細帳は⁶⁾、このことを次のように記している。

一、当村惣名木津郷と申、此内二小寺村、大路村、千童子村、枝村、上津村、鹿背山村、梅谷村、市坂村、南川村都合九ヶ村御座候、右之内小寺村、大路村、千童子村、枝村、上津村五ヶ村入組御座候（後略）
いまのところ、枝村に関する絵図や関係文書は発見されていないが、上津村については、小寺・大路と同形態の村絵図が残存しており⁷⁾、この絵図から、先に例示した字「かた山」内には上津村耕地もあったことが判明する。

中心部の五ヶ村が耕地錯綜状態であったのに対し、周辺山間部に位置した鹿背山、市坂、梅谷の三ヶ村は、集落のまわりに自村耕地の広がる通常の村落形態を取っており、おおむね村境も明確であった。一七世紀後半に開発された梅谷村についていえば、同村耕地は二つの集落の東部にまとまって存在しており、鹿背山村や市坂村など隣村との境もはっきり

り記されている⁸⁾。また、市坂村の場合も、同村の延宝検地帳小字名からみて、耕地が集落周辺に万遍なく固まっていたことは確実であり⁹⁾、鹿背山村も、一部村域内に上津村など他村耕地を含んでいた模様ではあるが、村絵図自体は集落と耕地の一体性を持った形をとっていた¹⁰⁾。したがって、耕地の錯綜状態は木津郷村々のなかでも主として中心部五ヶ村に共通する特徴で、山間部三ヶ村はおおむね通常の村落形態であったとみなすことができる¹¹⁾。

3 「木津明覧」から

第一節、第二節では郷絵図、村絵図から木津郷村々の様子を探ったが、本節では郷の概要を記した「木津明覧」¹²⁾を中心の素材として村々の関係を検討してみよう。この「木津明覧」は、郷の神主であった中岡義利により安政六年（一八五九）に記された郷の明細帳で、本文一七丁にわたって木津郷村々の様子と郷としてのまとまりを詳細に書き記したものである。以下、本書の主要項目を表記した〔表3〕に沿いながらみていきたい。

（a）家数、惣高など。本書によれば幕末段階で木津郷九ヶ村の総家数は一、一〇〇軒余、総石高は四、四〇一石余であったという。先の〔表1〕に示したように、各村は村毎に石高を持ち、また村明細帳などでは、家数も村単位（複数領主の場合は村内領主別）に集計されているのだが、ここでは郷の明細ということ総計で示されている。当該地域の戸口史料は断片的かつ領主別にしか残存しないため、近世における村毎の家数・人口は殆ど明らかにならないが、参考として明治五年（一八七二）の『京都府管轄便覧』¹³⁾にみえる家数をあげれば次の通りである。

[表3] 木津郷村々の繋がり

近世郷村社会の秩序と変容
— 山城国相楽郡木津郷の場合 —

	小寺	大路	千童子	枝津	上津	市坂	鹿背山	梅谷	南川	
惣家数	1,100余軒									
本郷・枝郷	本	本	本	本	本	枝	枝	枝		南川は諸役外
惣惣	4,401.8176石									
惣山	南北36丁・東西25丁					惣反別2,898.7反				
国役堤 (六ヶ村立会)	60	146	690	92	130	273間				
国役堤悪水吐樋										
不成大小路	○	○	○	○	◎		○			◎印は請所
小門二ツ	◎	○	○	○						
溜東ヶヶヶ			○	○	○					
西ヶヶ	○	○	○	○		○				
梅谷東ヶヶ	○	○	○	○	○	○		○		
川山田川	○	○	○	○	○					小寺村は往還筋より下のみ
鹿井釜鹿	○	○	○	○		○		○		
往還村割	○	○	○	○	○	○		○		
奈良街	○	○	○	○	○	○		○		
加茂	○	○	○	○	○	○		○		
木津役船	25船 役舟米8.5石 造替は舟方 100石に500文つつ、但し株百姓に割り付け									
御用役馬	22疋 (当時15疋)									
木津郷小物成山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8.717石、24反4畝9歩
新木津川流	○	○	○	○	○					7.186石、23反9畝16歩
新宮	◎									◎印は所在地
白山霊社	○	◎	○	○	○					
天神社・八幡社	○	○	◎	○	○					
春日・八幡						◎				
八王子・恵美須							◎			
天満・八幡								◎		

小寺村／一五六軒、大路村／七二軒、千童子村／三二七軒、枝村／六四軒、上津村／四一軒、梅谷村／六八軒、市坂村／一五二軒、鹿背山村／二一軒。

本郷・枝郷については表にある通りで、中心部の五ヶ村を本郷、山間部の三ヶ村を枝郷とし、千童子村の支村南川村はここでは諸役外と記されている。ただしこの本郷・枝郷区分は、近世後期の史料に二、三散見される程度で¹⁸、中世・近世を通じて機能していたかどうかは必ずしも明らかではない。なお右に関連して、第一節の〔図1〕にもあったように、近世前期にはしばしば「木津六郷」という表現が用いられていたが、この六郷についてもいまのところそれを特定する史料は発見されておらず、わずかに梅谷村開発に際して記された鹿背山村口上書¹⁹などから、同村が六郷外であったことを推測できるに留まっている。ただ、むしろ近世中期以降には「木津郷九ヶ村」といった表現が多くなり、六郷文言を留める場合でも「木津六郷九ヶ村」と、九ヶ村を強調する形が一般的であった。

(b) 惣山利用について。〔図1〕に示されていたように、郷域東部から南部にかけて広がる山々が木津惣山で、木津郷の一体性はこの惣山の共同管理・利用によるところが大きかった。この山は古来郷の持ち山であったが、近世前期には、土砂流出が顕著との理由で承応元年（一六五二）から享保八年（一七二三）の間、百姓より京都代官に願って留め山とされており、その後享保九年からは一五石の山年貢と二万本余の禁裏用木管理を条件に下草・下枝刈りの権利を確保する「小物成山」となっている²⁰。同年に作成された「惣山御年貢反畝歩御用木割賦帳」²¹によると、山内はおおむね各谷を基準に村毎に分割・管理する方式をとって

いるが、郷中から申しつけられた五人の山廻りが常時巡回するなど、郷持ちの共有山という性格を強く保持していた。

(c) 国役堤・堤悪水樋管理。近世初頭に完成をみたとされる木津川堤防は、いわゆる国役堤として、当初は相楽・綴喜・久世三郡の、また享保初年からは五畿内国役によって維持管理されていたが²²、この堤防は同川左岸においては鹿背山村西北部を起点としていた。村毎に間数が示されているように、この堤の管理は基本的には川縁各村の責任であったけれども、たとえば享和二年（一八〇二）の洪水の際には、郷内堤・樋の破損箇所すべてを「木津郷村々立会」の名で京都の小堀代官所に報告しており²³、そのほか代官所役人などの見分費用も関係村々全体で負担していた²⁴。また堤防随所に敷設された樋門の修復工事については、用水利用とも関わって、中心部四ヶ村ないしは六ヶ村の共同事業として取り組まれている²⁵。

(d) 溜め池・山川などの管理。「木津明覧」では文ヶ廻り池を始め、合わせて一一の溜め池と山田川など五本の山川が挙げられており、表記したようにその多くは複数村の共同管理となっていた。ただ史料によって担当村名に相違が見られることから推して²⁶、この組み合わせは形式的なもので、実際の管理は郷全体で担っていたと考えられる。ちなみに、嘉永元年（一八四八）に記された文書によれば、溜め池を始め樋普請などの用水管理費用のうち、縄俵や杭竹については「大割」（Ⅱ郷入用、次章第二節参照）に計上して関係村々から高割りで徴収し、人足代については耕地反別に応じて負担するとしている²⁷。なお〔表3〕の溜め池に肩書きされた「東」「西」は、井関川を境とした区分で、この区分けは反別負担の場合の目安として活用されていた模様である²⁸。

(e) 街道人足・役舟・役馬など。「図1」の木津郷図にも明示されていたが、木津郷内には奈良街道・加茂街道といった主要街道および木津の渡しがあり、また奈良街道沿いには「木津町」と呼ばれる宿駅が存在して、街道御用の役が懸けられていた。「木津明覧」はこの点についてつぎのように記している。

往還村割 但老里 人足賃拾九文ツ、
奈良街道人足諸役 市坂村 鹿背山村

本郷五ヶ村 立会七ヶ村

奈良方加茂道マデ筋 梅谷村請所

木村御支配

木津川御役舟 式拾五艘

但役舟米八石五斗積 御公儀御用相勤候渡舟

造替之節者舟方御高百石ニ付五百文ツ、取集メ

筈ニ相定候事

但其錢株ニ百姓中へ申付割賦致候事

御用役馬 本馬一里三十七文

輕尻廿七文 式拾式疋

当時拾五疋馬備所

南都方運送り牛馬壹駄ニ付拾式文ツ、

これらの役負担に関わる史料は少ないが、正徳三年(一七一三)に生じた町役負担相論に際しての村役人訴状から²⁵⁾、①木津町家数はこの時点で九〇軒余あったこと、②住民は「村々町方入組之百姓」(各村所属の農民の寄り集まり)であったこと、③馬役は町の間屋が、また人足役は町住民が家並に勤め、大量の人足役に際しては郷中村々が援助したこ

近世郷村社会の秩序と変容 — 山城国相楽郡木津郷の場合 —

と、などが判明する。ただ、右引用の人足諸役・役舟項目記事からも明らかのように、近世後期にはこうした役負担の多くは郷全体で賄われていた模様で、「大割」にも多数の関係費用があがっている。

(f) 新開田畑。惣山内および木津川堤防内などに開かれた新開田畑もまた、郷内村々の共同管理であった。「木津明覧」によれば、幕末段階で惣山内に二町四反余(八石七斗余)、木津川流作場に二町三反余(七石一斗余)の新開田畑が存在したが、前者は九ヶ村立ち会いの、また後者は五ヶ村立ち会いの共有地であった。つぎに掲げる「新開下請永耕作証文」²⁶⁾はそうした事情をよく示すものである。

新開下請永耕作証文之事

大池谷

一、反別三町九畝八歩 新開場

外^二 二町八反七畝拾歩 七間除

清水谷

一、反別九反五畝歩 新開場

外^二 壹町壹畝拾五歩 七間除

右者木津郷九ヶ村立会御小物成山之内、谷^ニ 郷中引請之新開被仰付候処、此度梅谷村百姓中之内左衛門殿・長三郎殿右式人之衆中、書面之新開場引請下請永耕作之積り^ニ 而 開発致度旨、郷中へ及披露^ニ 被申候^ニ 付、郷中会談之上、右新開場永耕作^ニ 引請させ候儀左之通

一、年季之儀者当丑年々来卯年迄三ヶ年^ニ 而、右年季之内随分開發出来候様出情可被致候事

一、右年季明キ辰年々新開反畝^ニ 応し、一反歩^ニ 付米三升ツ、之割りを以、毎年郷中^江 請取可申事

一、御役所表御見取御年貢ハ勿論、御高人被仰付本途御年貢御上納被仰付候節ハ、是又下請開発人々無滞郷中^江相納可被申候、尤郷中御役所^江上納可致候事

但し皆銀^二被仰付候ハ、御公儀様御定法之御直段を以可被仰付候間、左様相心得可被申候

一、右新開場七間除之儀ハ、開発人々下草苧取可被申候、併七間除之外猥^二立入候儀堅く無用之事

右之通、郷中立会相談之上、望之通引請させ候間、向後下請支配可被致候、然る共不法且我意之儀有之候ハ、たとえ永耕作下請させ候共無遠慮被戻候間、此段心得違無之様取斗ひ可被致候、為後日郷中書附遣し申処如件

(一七九三)
寛政五丑年二月

御料

私領小寺村惣代

庄屋小右衛門 印

(外七ヶ村庄屋略)

梅谷村

百姓佐衛門殿

同 長三郎殿

(g) 氏神。木津郷内には六ヶ所に氏神社があり、このうち郷域中央部の天神社・八幡社(岡田国神社)と上津村東部の御霊社(御霊神社)は木津郷五ヶ村共同の氏神であった。文化三年(一八〇六)社役となった中嶋但馬・中園下野は、このことを「当郷五ヶ村立会氏神御霊宮・天神宮・八幡宮此外小宮共、往古々郷中五ヶ村之氏神并山林竹木共村方御支

配^二御座候」と記している²⁹。一般に当該地域では、氏神社はその村の自立性を示すシンボルであるが、これに鑑みれば、「表3」の氏神社の分布は、九ヶ村それぞれの在り様を如実に示しているといえよう。

以上、「木津明覽」を中心にしながら、木津郷村々の関係を探ってみた。中心部と山間部の村々の間では濃淡がみられるものの、これら九ヶ村は多方面にわたって相互に関係を持ち、全体として木津郷という一つの世界を形づくっていたのであった²⁸。

II 郷村の運営

1 郷村掟と村役人寄り合い

前章で取り上げた「木津明覽」などから、木津郷の村々は郷の枠組みをもって生産・生活の単位としていたことが窺われたのであるが、本章では、こうした住民結合の様相について、郷掟や村役人寄り合いといった問題からさらに追求してみたい。

まず、耕地も錯綜していた木津郷中心部村々を対象とした掟書きを取り上げてみよう。明和五年(一七六八)一月に小寺・大路・千童子・枝・上津の五ヶ村庄屋・年寄三四名の連名で記された「村方為取替一札連判帳」²⁹(全一〇ヶ条)は、これら五ヶ村が一体となって秩序維持を図っていた様子を明快に示すものである。以下主な箇条を挙げてみる。

(第一条)

一、木津郷之儀者、他所より入組多、其上往還筋^二有之候得者、村役人申合静謐^二有之候様^二心懸ケ可申候事

(第三条)

一、他所木津郷^江 参り、所之住人^二 相成度組入頼候ハ、是迄之身持聞合、親兄弟有之候哉否身持得^与 相糺候上^二 郷中^江 遂披露、差支無之候ハ、先村送り手形・寺請状等取之組入為致可申候、万一郷中之内差支有之候ハ、組入いたさせ申間敷候事

(第四条)

一、組入無之ものハ、借屋貸シ申間敷候事

(第五条)

一、百姓之内不埒成もの有之、村役人異見を加へ候得共、不相用無^マ是悲村勿致候者、外村^江 組入致させ申間敷候、或ハ是迄之居村不勝手^二 付、他村へ組入替候ハ、下地之村を送り手形互^二 差出シ可申候、惣^而 送り手形無之百姓堅組入致させ申間敷候事

(第六条)

一、百姓之内不埒成儀仕出シ、居村騒動^二 及、物入造用等ハ其制限^二 相弁、一切他村へ掛ケ懸り互^二 いたし申間敷候事

但シ本人身持実躰成もの^二 候得共、災難^二 掛り合等出来格別之物入有之、居村甚難義^二 及筋合訳立候^二 候ハ、郷中一統得心之上^二 少^而之助力或ハ人足等^二 も互^二 助合可申候、併、其時之様子次第^二 候事、急度定メ候^与 申^二 ハ無之候

(第八条)

一、惣^而 百姓野業情出シ怠り不申様常々申聞、万一家業も不致無商売^二 暮シ候者有之候ハ、外村之百姓たり共、村役人互に氣を付相知らセ異見を加へ、聞届ケ不申候ハ、御地頭へ可申出候事

まず第一条で、木津郷五ヶ村は入り組み状態にあるので村役人の申

し合わせが必要と記した上で、第三条から第五条にかけては、住民の転入や移動に関する手続きを定め、ついで第六条や第八条で、不埒者・過怠者についての対応を取り決めている。「郷中^江 遂披露」「郷中之内差支」(第三条)、「郷中一統」(第六条)といった文言が象徴するように、五ヶ村一体としての管理・運営を強調している点が注目されるであろう。なお条文に頻出する「組入」とは、領主別に細分化された村への加入を意味している。たとえば小寺村御除料は庄屋小右衛門の名を取って幕末期には小、小、組と呼ばれていた。

村や村連合のレベルに留まらず、木津郷全体を包括する郷中の掟も存在した。たとえば、土砂留・植林に留意し、他村管理地への立ち入りなどを禁じた木津郷惣山利用に関する掟³⁰はその代表である。前章で述べたように木津郷惣山は、享保九年(一七二四)以降郷内各村に分割されて、村毎の管理・利用形態に移行したが、全体の管轄は郷が担っており、各村は「郷中庄屋年寄中」および「山方惣代」宛にこの郷中掟を守る旨の誓約書を提出している。

このように、木津郷村々では、それぞれのレベルで生産・生活に関わる掟などを制定し、郷村の秩序維持を図っていたのであるが、右の惣山掟が「郷中庄屋年寄中」宛であることに示されているように、そうした秩序の中心的担い手は各領主毎に設定された村役人たちであった。「表4」に例示したように、この木津郷域には七〇人を越える村役人がおり、庄屋に限ってもその数は二五人にのぼっているが、こうした村役人、なかんづく庄屋衆の連合体こそが、錯綜した領主支配を維持し、また複雑に絡みあった村同士の利害を調整しつつ郷村の秩序を円滑に維持する主体だったのである。

[表4] 木津郷九ヶ村の村役人

村名	領主名	庄屋	年寄	百姓代
小寺	仙洞御料	小右衛門	喜三郎	助五郎
同	一条家領	利右衛門	七右衛門	吉兵衛
同	冷泉家領	庄蔵	吉兵衛	彦兵衛
大路	中宮御料	武兵衛	喜兵衛	善兵衛
千童子	仙洞御料	七左衛門	治左衛門	権四郎
同	中宮御料	吉兵衛	虎松	新源四郎
同	中園家領	利兵衛	与兵衛	源四郎
同	裏松家領	伊兵衛	徳兵衛	忠助
同	野々宮家領	惣兵衛	半兵衛	与惣兵衛
同	武者小路家領	藤兵衛	喜六	吉兵衛
同	伏原家領	善兵衛	喜兵衛	十兵衛
同	勘解由小路家領	甚太郎	小兵衛	権次郎
同	大宮家領	九兵衛	小三郎	勘兵衛
同	山本家領	清右衛門	忠兵衛	久兵衛
枝	中宮御料	太兵衛	平助	清兵衛
上津	禁裏御料	嘉兵衛	長兵衛	伊兵衛
鹿背山	中宮御料	安左衛門	治兵衛	善兵衛
同	一条家領	惣右衛門	利右衛門	源兵衛
市坂	仙洞御料	小左衛門	藤右衛門	七右衛門
		十兵衛	茂八	利兵衛
		源次郎	小兵衛	甚兵衛
		八右衛門	新兵衛	
同	三輪市治郎家領	善八	善四郎	清九郎
南川	御蔵入	新七	庄吉	儀兵衛
梅谷	御蔵入	平右衛門	長兵衛	?

*文化6年(1809)「木津川石刎普請につき願書」(『木』II311-334頁)より。ただし、梅谷村庄屋・年寄名は天保13年(1842)「溜池普請につき連印帳」(『木』II334-337頁)より。

千童子村の中宮御料庄屋にして郷全体の運営にも深く関わった同村五郎兵衛が寛政九年（一七九七）に記した勤務日記は、木津郷庄屋の日常生活を具に示す史料である³³。一例として同年閏七月の行動を示せば次のごとくである。

朔日 氏神天神宮にて御湯、雨乞いの相談。

二日 国役春普請願い所見分、半紙帳にしたためる。同晩、雨乞いにつき御霊宮に寄り合い、宮籠もり。

三日 早朝、荒内池へ水上げ竹打ち。晩、右同断天神宮にて。

五日 昼後、文ヶ廻り（池）ごろ（濠^カ）打ち場所見分。

八日 夕、妙福寺にて大川より取水の相談。

十二日 夕、伝福寺にて雨悦び休みの相談。

十三日 一日休み。御霊宮にて万灯笼・大和舞・神楽。村々立ち会い、酒有り。

十六日 田原兵之進（小堀代官所役人^カ）来郷につき、祝園村まで出勤。

十七日 田原兵之進御立藪見分、新竹調査。

十八日 御立藪掃除切りのため出勤。

十九日 御立藪出勤。

廿日 右同断。

廿一日 御立藪出勤。

廿二日 右同断。

廿三日 右同断。

廿四日 右同断。夕、田原兵之進、小寺村小右衛門方にて博奕吟味を命じる。

廿五日 梅谷村庄屋俵博奕村預けにつき、本郷役人より請書を椿村（椿井村、現在山城町）宿まで提出。

廿六日 御立藪見廻り。夕、薬王寺にて五人組帳面相談。御料村々限り。

廿七日 薬王寺にて私領村々へ五人組帳面相談。雨乞い万灯笼作り、但し入札。

廿八日 五人組帳面相談のうえ、小堀役所に惣代として出張と決定。

この閏七月は、小堀代官所役人の立藪見分などがあり、比較的工作が多かった月であるが、どの月もおおむねその過半は寄り合いを始めとする郷村運営の諸業務に充てられている。

〔表5〕は、この五郎兵衛の日記の中から寄り合い記事を抽出し、その日時、場所、用件を示したものであるが、これによれば、彼はこの年、寄り合いに限っても五〇日を越えて出勤していたことがわかる。本表の用件欄に示した「木津御料私領立ち会い」「村々立ち会い相談」「木津郷寄り合い」といった注記からも窺えるように、寄り合いの種類も、この地域の特性を反映して、同一領主庄屋の寄り合い、相給村の場合は同一村内部に複数存在する庄屋衆の寄り合い、中心部村々では五ヶ村庄屋衆の寄り合い、そして木津郷全体庄屋の寄り合い、と各種存在した。そして、規模の最も大きい郷寄り合いについては、郷中庄屋衆から選出された四名の郷年番（その代表を郷惣代と呼ぶ）と、それを補佐する同数の肝煎が取り仕切る態勢を取っていた³⁴。「木津明覧」では、右の〔表5〕にも登場した小寺村妙福寺（御料私領立会）、大路村薬王寺、千童子村伝福寺（御料私領立会）のほか、枝村西教寺（枝村会所）、鹿背山

[表5] 寛政9年(1797)の庄屋衆寄り合い

月 日	会 場	用 件
1・12	妙福寺	小物成山廻りにつき相談
1・18	伝福寺	千童子村御料私領日待ち、名寄帳・人数帳拵え
1・20	妙福寺	木津御料私領立ち会い、宮方勘定
2・1	妙福寺	小物成山につき相談(流会)
2・12	伝福寺	国役堤普請につき相談
2・16	伝福寺	国役堤普請につき相談
2・20	伝福寺	土砂留役人出勤につき相談
3・5	妙福寺	郷小物成分担問題
3・8	伝福寺	土砂留役人への礼金、荒内池普請問題
5・4	大路村	非人吟味中死去につき相談、木津郷立ち会い
5・9	薬王寺	番人吟味役人出迎えの相談
5・13	伝福寺	番人問題につき相談
5・18	妙福寺	(議題不明)
6・5	薬王寺	番人召し抱えにつき相談
6・8	妙福寺	五人組印形取り・虫送りの相談
6・20	伝福寺	五人組帳面町々へ渡し、御料私領立ち会い
6・25	伝福寺	五人組帳改め、御料私領立ち会い
6・29	伝福寺	五人組帳につき相談
7・5	伝福寺	五人組につき村々立ち会い相談
7・6	伝福寺	五人組につき庄屋・年寄・百姓惣代村々立ち会い相談
7・10	伝福寺	雨悦び休み・荒内池井手見分の相談
7・12	妙福寺	郷中立ち会い、道筋変化有無についての報告書作成
7・19	伝福寺	雨乞い相談
7・22	伝福寺	雨乞いイサメの相談
7・25	天神宮	雨乞い相談
閏7・1	天神宮	雨乞い相談
閏7・8	妙福寺	大川よりの取水につき相談
閏7・12	伝福寺	雨悦び休みについての相談
閏7・26	薬王寺	五人組帳面相談、御料村々限り
閏7・27	薬王寺	五人組帳面の儀につき私領村々へ相談
閏7・28	(薬王寺)	五人組帳面相談、御料村々限り
8・1	薬王寺	小物成山新開につき相談
8・2	妙福寺	土砂留相談
8・7	薬王寺	五人組帳提出報告、小物成山土砂留相談
8・17	薬王寺	流作新開検見、五人組につき相談
8・18	小寺小	流作新開検見帳面作成
	右衛門宅	
8・29	妙福寺	興法庵勸化取り扱いにつき相談
9・27	妙福寺	松谷池築造の相談
10・5	薬王寺	番人一件分担金につき相談
10・14	妙福寺	郷中立ち会い、松谷池築造の相談
10・19	伝福寺	道改め境目杭打ちにつき集会
11・5	妙福寺	宮方社人の儀につき相談
11・9	妙福寺	給所惣代につき代官支配下限り相談
11・17~25	?	郷割り
11・28	?	下割り

*寛政9年(1797)「日記」(土久里理紀雄家文書)より。

村淨勝寺（御料私領立会）などを「会所」としてあげているが、村々庄屋衆を始めとする村役人は、こうした会所に集って各種・各レベルの寄り合いを開き、そこでの相談に基づいて郷村運営を行っていたのである。

2 郷入用・村入用

前節でみた郷村運営に対応して、木津郷地域住民は各種の運営費用（Ⅱ諸入用）を負担していた。本節では、この郷村入用という面から郷村運営の様子を眺めてみたい。

木津郷村々における諸入用は、①一村内のうちの同一領主百姓に限って徴収される領主別村入用、②相給村にあって一村全体として徴収される村入用（一村一領主の場合は①と②は合体している）、③郷内の同一領主下住民の負担する「御下入用」、④木津郷九ヶ村ないし五ヶ村全体が負担する郷入用（「大割」）、と多種類のものがあつた。ちなみに、天明年間（一七八一―一八九）の千童子村大女院御料（二〇〇石）百姓に即してこれらを見てみると、彼等はつぎの四種類の入用費を支払っていた³⁹。

①村役人給や内検見関係費、領主への献上品費用など（千童子村大女院御料百姓として）。

②会所維持費など（千童子村の一員として）。

③京都代官所への献上品費用、代官所の検見入用、同役所との通信・連絡費（大女院御料が京都代官所の管理であることに伴い、郷内の同代官所支配村々の一員として）。

④国役堤・溜め池普請入用、土砂留関係費、惣山管理費、寺社勤化金、捨て子・浪人などの介護費用（木津郷五ヶ村ないしは九ヶ村の一員と

近世郷村社会の秩序と変容 ―― 山城国相楽郡木津郷の場合 ――

して）。

いま、この千童子村大女院御料における天明四年（一七八四）の諸入用額を、同年の年貢および年貢関係費用とともに示せば（表6）のごとくである。この年は前年度の年貢未納分が多く、この部分が全体の七〇パーセントを越える割合となっているが、諸入用関係では、①の村内同一領主関係入用がもっとも多く入用全体の四二パーセント余を占め、ついで④の郷入用が三〇パーセント余、③代官関係村入用二三パーセント余、②千童子村関係四パーセント余となっている。通常の近世村の村入用に較べ、とくに④の郷入用費や、③の他村をも含んだ小堀代官関係村々入用の比重が高いところに、当該地域の特徴が示されている。以下、このうち木津郷の特徴をもっともよく表現している郷入用Ⅱ「大割」について述べておこう。

木津郷五ヶ村ないし九ヶ村全体の運営に関する費用は「大割」「郷割」などと呼ばれ、郷年番や郷惣代を勤めた家の文書群中に、その帳簿が一部分ではあるが残存している。なかでも近世後期、千童子村仙洞御料（二七四・六四石）庄屋を勤め、かつしばしば郷年番にも選ばれた千童子村七左衛門家（岡田卓穂家）には、文政元年（一八一八）度分を初見として断続的ながら多くの大割帳面が保存されており、郷運営の様子と大割負担項目の詳細を逐一知ることができる。ただ、各月毎に分冊され、前年一二月から一一月までを一サイクルとするこの大割帳は、一年分で五〇〇ページに及ぶ大部のものであるため、この全容の解明は今後の作業に委ねることとし、ここでは取りあえず本論との関係において、大割帳の書式と文政元年度上半期分の大割項目を記して、郷運営把握のための一助とすることにしたい。まず、同帳の書式を示せばつぎのごとくで

[表6] 天明4年(1784)分千童子村大女院御料(200石)年貢・諸入用

年 貢	郷 村 入 用
□年貢・上納関係(71.2%/全体)	□郷関係……④(8.7%/全体、30.2%/入用)
46石(3,496匁)年貢米	822.32匁 惣郷立ち会い大割
30石(2,280匁)村地年貢・諸役	152.32匁 山川池樋悪水井手入用
0.15石(11.4匁)蔵屋敷年貢	0.07石(5.32匁)惣山土砂留人足中食代
0.015石(1.14匁)井手年貢	<計979.96匁>
414匁 年貢関係経費	□代官関係……③(6.6%/全体、23.1%/入用)
523.79匁 銀納分関係費(4項目)	482.4匁 郡代(小堀代官)配下村々入用
46.25匁 餅米上納人足賃等	268.28匁 〃 検見入用
72.3匁 膳糲 〃	<750.68匁>
12.46匁 糲摺人足賃	□千童子村関係……②
12.19匁 非常人足賃	(1.3%/全体、4.4%/入用)
54.918匁 五畿内国役	142.0匁 千童子村御料私領立ち会い入用
367.75匁 前年度年貢不足	□大女院御料関係……①
727.64匁 〃 関係費	(12.2%/全体、42.3%/入用)
<計8,019.838匁>	3.0石(228匁)庄屋給
	0.5石(38匁)年寄給
	1.2石(91.2匁)肝煎給
	0.3石(22.8匁)蔵番給
	4.556石(346.256匁)村内検見費用
	42.5匁 年貢算用経費
	603.61匁 御用のための諸経費
	<計1,372.366匁>

*天明4年(1784)「免割勘定帳」(土久里理紀雄家文書)より。換算は1石=76匁。

*①-④は本文分類に対応する。

ある。

(表紙)

丑十二月分
(文政元)
寅年 大割 諸入用帳

丑十二月

十二月朔日夕

梅

市一、壹升六合

右者、長池芋之勤化之義^二付、梅谷村行、但し夜夫代

千惣

小七

同

同

同 一、三分

右之時ちやうちん

十二月朔日夕

一、六升

右同断之義、長池村へ申参り夜夫代

枝

源四郎

同

同

同 一、五分

右之時ちやうちん

九日

市一、六升

宗兵衛

利右衛門

宗兵衛

藤四郎

吉兵衛
幸七

庄兵衛

右者、出雲国嶋根郡椿井村百性太郎左衛門^与申者病人^二付相談者人
此之通遣

同

市一、壹匁

右之時炭代

(中略)

一、三拾九匁六分

九匁九分

リ壹匁五分四リ

九匁九分

リ壹匁五分四リ

九匁九分

リ壹匁五分四リ

九匁九分

リ壹匁五分四リ

右者、鳥城杭打手間賃、芝伏・欠所繕ひ人足都合式拾式人壹人^二式

百文つ、四貫四百文之所、如件

(中略)

(帳末張り紙)

「銀メ六百八拾七匁九分口リ

米メ壹石六斗三升壹合」

宗兵衛

利右衛門

宗兵衛

吉兵衛

藤四郎

右のように、大割帳は毎月一冊の横帳仕立てとなっており、おおむね日を追って費目と出費額を記している。冒頭の条でいえば、長池村（久世郡、現在城陽市）で行われる芋働化のことについて、「千惣組」（千童子村庄屋惣兵衛組 千童子村野々宮家領）小七を梅谷村へ連絡に遣わし、その駄賃として米一升六合を支給した、といった具合である。

各項目の一つ書きの上に記された「市」「梅」の注記は、この項目の負担について「市坂村」「梅谷村」を除外するとの意味で、十一月一月初旬の大割勘定に際して、この費目は両村には懸からないということである。全体を通覧したところ、この免除注記の殆どは枝郷三ヶ村に限られており、市坂・梅谷の免除分は、両村に直接関係のない国役堤普請関係や、恐らくはそれぞれが別途負担していると推測される街道関係費目が中心で、また「か」印で示される鹿背山村は、木津郷天神宮などの祭礼関係項目などが免除されている。このように大割帳は、まず木津郷九ヶ村の大枠で必要出費を書き上げ、ついで負担免除村を指定して算用する方法を取っていたのである。ちなみにこの岡田家文書中には、鹿背山村の免除項目米銀を書き抜いた天保一二年（一八四一）十一月作成の「丑年鹿背山村不懸銀拔書帳」が残っており、ここに挙げられた数値は、同年度大割帳の「か」印項目と合致している。

〔表7〕は、文政元年度の大割帳に掲載されたおもな費目を、二月一五月の半年間について示したものである。ここに挙げられている項目は、代官所などの見分から捨て子の処理まで多岐にわたるが、大別して①京都小堀代官所からの国役堤見分やその普請、②藤堂藩ないし京都町奉行所などの土砂留場見分や普請、③伏見川方奉行の見分（以上、広域土木行政に関するもの）、④旅行者や座頭・浪人などへの合力、病人介護、

役人通行など街道関係費用、⑤寺社の働化、⑥各役所からの廻状・触書の伝達、などに分類することができる。このほか年度後半には⑦雨乞い関係費目や、⑧農荒らしに関する寄り合い費用もあげられている。〔表7〕の中で点線以下に示した十一月分は、通常の大割帳とは別に年度当初に作成される、いわば番外の大割帳で、祭礼や郷役人給米などを中心としたものである。文政元年度分が未発見のため、ここでは同年一月作成の文政二年度分を挙げているが、内容的には毎年変わらないと思われる。なお、同帳で注目されるのは、市坂村・梅谷村が、四人の郷年番給（給米一人宛年間三斗）と、同数の肝煎給（同一斗五升）の負担を免除されている点で、このことからみて、両村は郷運営に關しオプザーバー的位置にあったことが推測される。

以上、二節にわたって、木津郷域における郷村運営の様相について検討した。ここでの検討結果を要約すれば次の二点である。

①耕地も錯綜した中心部五ヶ村を含む木津郷九ヶ村にあって、彼等の日常的な生産・生活秩序を支え、またこれを統制したのは、郷と村が形づくっていた郷村維持の体制であった。各村はその在り様に応じて、幾つかの村が連合し、あるいは郷全体として地域秩序維持の掟を制定してこれに当たっていた。

②こうした住民の秩序維持・郷村運営において中核的役割を果たしたのは、領主毎に設定された村役人たちであり、彼等は各種の寄り合いを持ちつつ郷村運営を担っていた。またこうした郷村の運営は、それぞれのレベルで徴収された諸入用によって賄われていた。

〔表7〕文政元年（1818）度「大割諸入用帳」の主な項目

近世郷村社会の秩序と変容
——山城国相楽郡木津郷の場合——

年 月	主 な 項 目 (合 計 米 金)
丑12月(文化14)	長池芋の勤化一件、出雲国嶋根郡百姓介護、鳥城普請、宮道橋修繕、伊豆国大嶋郡百姓介護、旅人行き倒れ見分・薬代など、勅使人足、土砂留人足、小堀様出迎え人足、川方出迎え人足、一条院奈良行き人足、浪人合力、後藤善次様（小堀代官所役人）急用人足・泊り不足銀、大乘院奈良行き人足、大割勘定諸費用、伏見理照勤化、江戸座頭合力、盲人勤化、雑色松尾廻状、二条飛脚病氣介護、閑院宮役人宿泊賃、新開廻状夫代、春普請見分夫代など、地藏谷土砂留、薪割不足銀持参夫代、町々願い筋一件相談、所司代廻状夫代、木挽仲間廻状夫代、土砂留役人中飯代、国役落銭、往還通石橋修繕人足、春普請目論み相談、九条役人宿泊代など、丹後宮津隼と申す人勤化、伊州座頭奈良坂へ送る、泉州浪人合力、奈良祇園寺勤化、旅人中飯代、伊豆国座頭合力、大路口樋普請（銀687.9匁 米1.631石）
寅1月(文化15)	法度杭抜き取り人足、小堀川方廻状、松尾廻状、浪人合力、方内年頭礼夫代、甲斐国病人見分、古市（土砂方）年礼夫代、後藤善次様急廻状、伏見川方年頭夫代、笠置土砂方年頭礼夫代（銀6.63匁 米0.259石）
2月	頼母子取り締まり参会夫代、土砂方廻状、相州鎌倉郡社人悶着一件、勅使帰京篝火割木代など、清水谷土砂留普請、旅人行き倒れ煙亡番人入用、笠置土砂方送迎、惣参会廻状、鹿背山村新堤普請費用、新開廻状、伏見稻荷勤化、国役堤見分夫代、郷方締まり方帳面作り出勤、普請入札廻状、国役堤普請仕様帳持参上京夫代、山内土砂留場見分、郷中取り極り相談、小堀役所宗旨方廻状、国役見分廻状、松尾様廻状、浪人・勤化送り人足賃、武州盲人介護、後藤善次様送迎夫代、浪人・旅僧合力、多賀偏寿院勤化、伊豆国加茂郡百姓死去につき相談、勅使帰京連絡、病氣回復旅人追い払い夫代、甲州病人死去につき相談、菅井村出役郷お祝い夫代、小堀手代和州行き送迎、伏見里照一宿料、三ヶ月分勘定出勤（銀242.03匁 米4.376石）
3月	鹿背山新堤出来見分、出役方へ御用窺い夫代、普請所法事縄代、川方廻状、川方定役案内、土砂留廻状、土砂追手入れ場見分、土砂留追手入れ人足賃、国役堤杭代、出役案内、宮道作り杭代・道具損料、国役堤出勤夫代、柳原普請所見分、小堀役人送迎、小堀様用状、信州荷（伊郡）郡百姓死去見分、土砂相談、病人見舞い、大池付近の泥土砂留人足、宮道見分、京都町奉行廻状、浪人合力、座頭手引き、病人宿送り、松尾触書、大和娑山勤化、松尾花くせんほう勤化、座頭勤化、二条立ち会い土砂廻状、旅人木銭米代、観音堂へ倒れ者取り片付け料、甲斐国百姓煩い薬料、勅使人足代、川方用状、勘定出勤夫代、不成柿樋など春普請土方代（銀710.44匁 米3.839石）
4月 (22日改元 文政元)	出役帰京夫代、大川流死者相談、病人見分、藪番小屋出来見分、捨て子相談、菜種一件相談、土砂方役人出勤下見分、川方様普請所見分、大藪番小屋普請代、京都・大坂（町奉行所）立ち会い土砂見分、作州病人国元連絡相談、国役堤繕い見分、旅人片付け相談、柳原堤普請銀、京都白河院勤化、西ノ宮恵ひす堂勤化、吉野郡座頭勤化、京都妙秀寺勤化、尾州座頭勤化、大坂座頭勤化、浪人合力、鹿背山土砂追手入れ、銚子谷山焼き人足、京都町奉行触書、病人追い立て夫代、春日様御代参一件、禁裏御用人足代、越中病人死去相談、棚蔵村病人・浪人泊り賃、脇坂病人相談、菅井へ捨て子遣わし夫代、旅人帰銭米代、国役普請銀受け取り上京夫代、伏見小林稻妻勤化、東西役人西大寺行き案内、巡見の際往還掃除人足賃、備中百姓死去観音堂へ酒など、国役堤普請残り銀、藪番借家賃、日々勘定立ち会い割り出勤（銀419.05匁 米3.386石）
5月	捨て子相談、越中国病人死去見分、伏見川方へ藪苧捨料上納夫代など、伏見川方

	内、古木入札・国役堤廻状、出役へ差し上げ菓子料、備中百姓死去おけ代、高札場垣ゆい代、年号改元の落銭、菜種の儀につき相談、国役普請入用銀御下ケの触書、町奉行所二分判御触、浪人合力、雨乞い立願酒代、旅人行き倒れ見分・相談、山田川国役堤崩れ所見分、国役普請入用銀受け取り上京夫代・御礼金、三河国座頭合力、伊勢座頭合力、勢州座頭合力、丹州座頭合力、勢州松坂天満宮勸化、室町上常光寺勸化、泉州石津大社勸化、旅僧介護、京北野天幡宮勸化、勢州朝間山奥ノ院勸化、肥州才明寺勸化、河州座頭合力、三河国八幡勸化、瀬後谷山焼け防ぎ人足夫代、野州病人飯米代、土砂留につき夫代、伊賀八幡勸化触、晦日勘定夫代 (銀696.07匁 米1.188石)
6月	(銀313.06匁 米1.744石)
7月	(銀984.39匁 米3.071石)
8月	(銀767.4匁 米3.326石)
9月	(銀228.56匁 米2.777石)
10月	(銀297.12匁 米3.3805石)
11月	(銀191.88匁 米4.165石)
11月	郷中祈祷料・初穂米、天神宮御供米（正月三ケ日・五節句・毎月朔日）、氏神神楽太鼓打ち給米、神主合力米、御霊宮御供米、氏神籠料、天満宮・天神宮・御霊宮灯明料、氏神祭礼宵宮御供米、天神社末社御供米、八幡宮御供米、恵美子宮御供米、天神鐘突給米、安楽寺へ月賄諸入用、妙福寺・薬王寺・伝福寺へ郷中参会茶料、出水の節橋見廻り世話料、春日社祭礼の節非人払い・加勢人足中飯料、枝村・上津村・鹿背山村などへ堤敷分役米、大路村口樋守給米、大路村悪水井手年貢、往還人足問屋給・蠟燭代、鹿追い給米、杳庵・下役兩人へ年頭年玉、氏神宵宮高張提灯蠟燭・土器代、年番給米、肝煎給、井関川杭代（銀210.25匁 米21.766石）

*各月の項目は主要なもののみ。

*点線以下の諸項目は翌年（文政2年度）の会計に回るものであるが、文政元年度分の帳面散逸のため、参考として掲げた。

III 郷村秩序の変容

1 「町」の形成

村役人を運営の担い手とし、郷村掟に基づいて運営されていた木津郷村々の秩序は、近世後期、郷内中心地域で始まった住民の新しい結合組織「町」の形成などによって次第に変容を遂げ始める。本章ではこの郷村秩序の変容の様子を、町の形成（第一・二節）および元治二年の打ちこわし（第三節）という二つの面から探ってみたい。

さて、明治一七年（一八八四）に作成された『相楽郡村誌』^④の木津村の項は、近世木津地域の郷村社会をテーマとしている本論にとって、興味深い事実を記している。すなわち、そこではまず、明治八年（一八七五）に近世の小寺、大路などの五ヶ村が合併して木津村となったとすたうえで、同年につきの町名を廃したと注記しているのである。

北本町 南本町 北之町 中之町 南之町 西出垣外町 梅ヶ辻町

風呂辻子町 小寺町 河原町 三榊町 南大路町 北大路町 枝町

角屋町 上津町 城戸町 灯籠町 峠町 畑ノ下町 片山町 江戸町

南川町

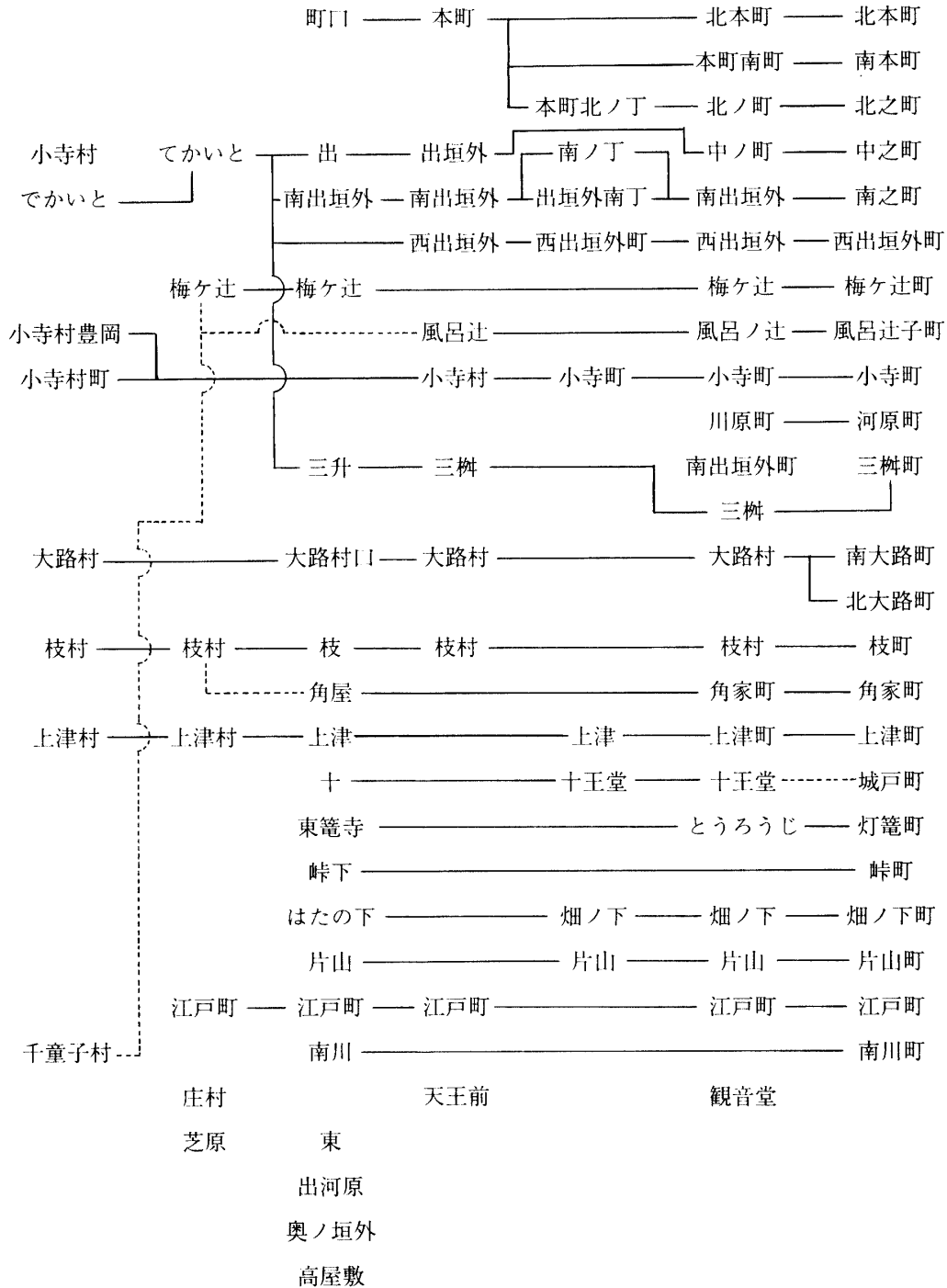
つまり、幕末―明治初年には木津郷五ヶ村は右の二三町の形で存在していたが、木津村への統合に伴い、これらの町の町名は廃止となったというわけである。右の町々の所在地は、現在に残る小字名や通称名からおおむね明らかとなるが、いったいこうした町の形成はいつ頃から、どのような形でなされたのであろうか。そこで、土地台帳を始めとする各種文書の人名肩書きなどに注目して、この二三町の来歴を辿ってみると〔図5〕のような系統図を作成することができる。これによれば、一七世紀後半から一八世紀前半には、いまだもとの村名に加えて、「て

かいと」「梅ヶ辻」「江戸町」など二・三の町名が存在するに留まっていたのに対し、一八世紀末以降新町が急増、天保八年（一八三七）には、先の町名がほぼ出揃うに至っている。北本町・南本町は、第一章第一・三節で触れた本来の木津町から、中之町・南之町・西出垣外町・小寺町・河原町・三榊町などは小寺村から、また南大路町・北大路町は大路村から分化しており、枝町、上津町、南川町は元の村名が継承されていたことが判る。梅ヶ辻町・風呂辻子町・江戸町は、近世村絵図類の小字名から推して、もとの千童子村集落に作られた町々であろうか。このほか、城戸町・灯籠町・峠町・畑ノ下町・片山町などは、元来田畑であった地域に形成された集落である。なお、本図によれば、この間一度出現した後に姿を消す「庄村」「芝原」「出河原」などの地名もあり、村から町への展開には紆余曲折があった模様であるが、いずれにしても明治初年に存在した町々は、近世中期以降、中心五ヶ村の分化を通じて形成されたものとみなすことができるのである。

ところで、この町の形成に関連して、〔図6〕として掲げた一枚の略絵図は、興味深い事実を暗示するものである。本図は木津郷中心部を走る道路に、「千」「小」「枝」などの略号を並べた簡単なもので、なんの説明文も付されていないこともあって、一見したところ意味不明の図である。しかし、近世後期多数の町が五ヶ村の分化によって生じたということを念頭に置きながら、しばし眺めているうちに、本図は、もとの五ヶ村住民の現住地を示したものでないかとの想定に到達する。すなわち丸印で囲んだ①、②、③などの地域が、本来の千童子、大路、小寺などの集落部分を示したものであり、各所に記された千、大、小などが、各村所属住民の現在居住地ではないかとの想定である。たとえば④の西

[図5] 町の形成

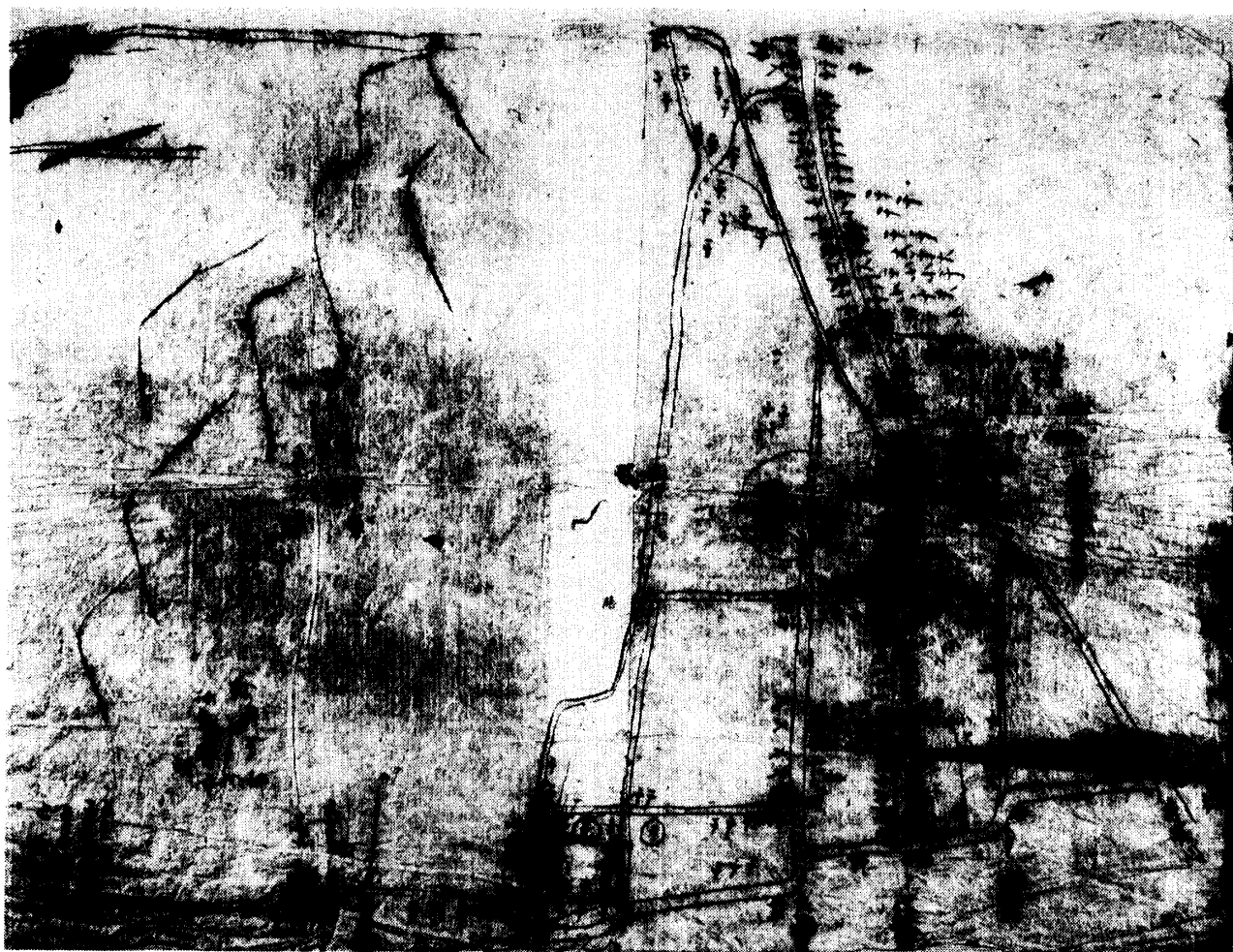
延宝 7、8 (1679,80)	享保 5 (1720)	寛政 2 (1790)	文化14 (1817)	文政 5 (1822)	天保 8 (1837)	明治 8 (1875)
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------



* 出典

延宝 7、8 = 大路村名寄帳、千童子村検地帳 享保 5 = 下作御供畑預り一札 (高砂座文書)
 寛政 2 = 出畑下作帳 (土久里理紀雄家文書) 文化14 = 神事記録帳 (高砂座文書)
 文政 5 = 御輿太鼓一件 (高砂座文書) 天保 8 = 施行米町々人別改渡し帳 (八木芳郎家文書)

〔図6〕五ヶ村村民現住地略図



[表8] 天保14年(1843)の梅ヶ辻町五人組

所属	名前	所属	名前	所属	名前			
千五	喜三郎	千七	文四郎	大	伊兵衛			
	同		同		千喜	かの		
	千喜		上		小小	庄七		
	小清		千徳		大	さ□		
千源	安兵衛	千源	小兵衛	千喜	ゆき			
千七	源兵衛	小小	伊七	千七	治兵衛			
	千喜		千源		金蔵	千五	宇八	
	千七		大		茂助		同	いと
	大		千喜		長治郎		同	宇□
千源	清蔵	千七	忠四郎	千七	藤七			
千五	喜八	千喜	茂三郎	大	太兵衛			
	千七		同		源兵衛			
	枝		同		のぶ			
	千源		同		平七			
千喜	清次郎	千七	庄吉					

*所属略号

千五=千童子村五郎兵衛(新清和院御料) 千喜=千童子村喜兵衛(山本家領)
 小清=小寺村清兵衛(法皇御料カ) 千源=千童子村源四郎(中園家領)
 千七=千童子村七左衛門(御除料) 大=大路村(御除料) 枝=枝村(新清和院御料)
 千徳=千童子村徳兵衛(裏松家領) 上=上津村(禁裏御料)
 小小=小寺村小右衛門(御除料カ)

*庄屋名などは、「丑御歳貢帳」(嘉永6年、八木芳郎家文書)、「山城壱国惣高集帳」(『木』II 656-658頁)などによる。

側一帯（梅ヶ辻地域）には千6、枝1、大1の計8つの略号が記されているが、これはこの地域に千童子村・枝村・大路村所属の村民が集住していることを示すといった具合である。

かりに本図がこのようなことを意味するものであったとすれば、先に指摘した村の町への分化は、激しい住民移動を伴いつつ展開したということになるのだが、この想定は、同町が作成した五人組帳によってある程度裏付けることができる。表題に「天保一四年（一八四三）卯四月五人組帳 梅ヶ辻町」と記したこの帳は、同町住人四一軒を五人組に編成し、郷中役人宛に提出したものであるが、〔表8〕に示したように、住人は千童子・小寺・大路・枝・上津の五ヶ村出身者による混成の構成を取っているのである。この五人組帳からみれば、先の〔図6〕は、記入されている家数および出身村名のいずれについても部分的な略図に留まっていることになるが、それにしても〔図6〕は、町の形成が単なる村の細分化ではなく、中心地域村々住民の激しい移動を伴いつつ行われたことを象徴的に示す興味深い図といえよう³⁵。

2 町組織と郷村秩序

所属村・所属領主を異にする家々によって構成された各町は、町内住人をメンバーとする新たな組織を編成した。天保一四年（一八四三）、天保改革の儉約令に関連して作成された各町の取り締まり書³⁶などによると、町内にはその大小によって一〜五名の年行司が置かれ、住民は五人組や日待組などの近隣組織に所属しながら日常生活や葬祭行事を営むにいたったことがわかる。また新住人の転入に際しては町毎に行われる「町入」の儀式も始まった。ここでは一例として「西出垣外町」の取り

締まり書を示しておこう。

（表紙）

町内取締書

西出垣外町

定

一、御公儀様より此度質素御儉約之儀御仁恵ヲ以被仰渡冥加至極難有、勿論銘々不及申於組町^茂 聊相背候者無之、いつ迄も急度相守可申候事
一、此度御儉約之儀嚴敷被仰渡候趣承知奉畏候上者、諸事万端儉約組町諸費無之候様、急度相守可申候事

一、町内取締方之儀左之通

一、取締方之儀^二 付、相談之上日待組ト唱町内三つ組^二 相分り可申候事
一、五節句之儀、祝義物取遣り向後無用之事

但し、初節句たりとも振舞ケ間敷義者決^而 無用之事

一、日待組之義者、諸事万端互に心ヲ附合可被申候事

一、嫁取・婿取婚礼之節、奢ケ間敷振舞之儀者決^而 致間敷候

但し、町内振舞之義者五人組限り可被致候事

一、日待組之内死去人有之節、同組之者早速罷出、重立世話可被申候事
一、丁内之儀者手伝者不及、葬礼悔見送り之儀者我勝手不申相勤可申候、自然差支出来候ハ、其者^二 五人組々其趣先方^江 断可申入候事

附り、別段悔^二 可被出本意^二 候得共、自然野業之差支^茂 可相成^二

有之候間、悔之儀葬礼之節一座^二 可申入候事

一、盛物之儀者上下無差別一軒前^二 銭式拾文宛、且日待組年行司より組合丈ケ取集メ、早々死去人方へ可進候事

但し、日待組外町内之儀者、盛物取遣無用之事

併、親類身ぶ格別之事

一、仏事とむらい之節、志之儀^茂 日待組限り候事

但し、右之時盛物取遣決^而 致間敷候事

一、神社仏閣^江 参詣之節、見舞土産物取遣無用之事

一、普請家移り宅替之節、手伝之儀者五人組限り候事

但し、祝儀物取やり并^ニ 振舞者無用可為候事

一、組町祈禱日待之節、随分儉約可致候事

一、御美き酒一升付出し候事

附り、肴之儀野菜^{ニ而} まかない候事

一、夜食之儀者老人前^ニ 白米式合并錢拾文宛当家へ可出ス候事

一、町入人在之候ハ、是迄之通酒壺升出シ可被成候事

但し、五人組^ニ 其人ヲ篤得^{ニ而} 遂吟味候上^{ニ而} 相加へ可被申候事

一、於組町^ニ 賭諸勝負者不及申并若輩之者杯夜深^ニ 相慰、遅ク迄遊興仕

居候ハ、無遠慮五人組^ニ 急度可申候、自然違背申者在之候ハ、其節

^ニ 御村方へ訴出、受ケ御差図取斗可申候事

一、組町^ニ おいて喧嘩口論杯相好候者在之候ハ、組中間^ニ 異見加へ可

申候、自然又我侂申、異見^茂 不用候ハ、御村方へ届ケ出御下知可受

候事

一、角力芝居浄瑠璃并合力勸化之儀申参り候ハ、儉約中家毎^ニ 無用捨

断可被申入候事

一、御村方御用向キ在之候節者、町内之年行司早^ニ 可被出候事

但し、被仰出御用之趣早^ニ 日待組年行司へ可及披露候事

右之条と向後急度相守可申候、若相背キ候者在之候ハ、吟味之上御村方

[表9] 天保14年(1843)の
各町家数・年行司数

町名	家数	行司数
出垣外北之町	21軒	
出垣外中之町	36	2人
南出垣外町	98	2
西出垣外町	79	
本町北之町	47	
本町南ノ丁		5
角屋町	14	
大路村町	69	4
小寺町	40	5
畑ノ下町	18	
梅ヶ辻町	41	
十王堂	20	
風呂辻子町	16	1

*「町内取締書」(土久里理紀雄家文書)等より。

へ届ケ出、御差図可請候事

天保十三寅七月

郷中御村

役人中様

西出垣外
年行司

この西出垣外町は、同年の五人組帳^⑧によれば、小寺村所属四軒、大路村所属一一軒、千童子村所属二三軒、枝村所属一軒、上津村所属一軒の計七九軒からなる町であったが、町内を三つの日待組に分け、町年行司―日待組年行司のもとに、町―日待組―五人組の組織を作って日常生活を営んでいたのである。この西出垣外町を含め、天保一四年段階で家数・年行司数の判明する町々を〔表9〕に示しておく。

天保飢饉の被害が特に顕著であった天保八年（一八三七）に、木津郷の貧窮人を対象に行われた施行は、こうした町の役割をよく示すものである。この施行に関しては同年三月付けの「施行米町々人別改渡し帳」、同四月付け「施行村々人別書分ヶ帳」および「酉年（天保八）施行銀勘定帳」の三冊が残っており³⁸、これらの帳簿から施行の手順をみると、まず町内毎に貧窮人名を調査してこれを郷中年番に報告し、ついでこの町内毎のリストを所属領主毎に分類し直して、各庄屋から貧窮人に対し施行米（一人につき四升五合づつ）が支給されるシステムをとっていた。つまりここでは町が郷行政の基礎単位として作動しているのであり、だが施行を必要とするかといった判別機能（住民の生活実態の把握）が、村から町へ移っていることを示しているのである。

従来の郷村秩序の、いわば郷・町秩序への展開は、村の町への移行に留まらず、領主支配を支えつつ郷村運営を担う村役人の地位の相対的低下を伴っていた。このことは彼等が一方で村役人であると同時に、他方それぞれの居住域においては、年行司によって運営が担われる町の一員でもあるという二重の規定を受けるに至ったことに象徴されている。たとえば天保一四年（一八四三）段階で千童子村裏松家領庄屋であった徳兵衛は、町内の九郎兵衛と忠兵衛が年行司を勤める南出垣外町の一構成員でもあり、また小寺村庄屋（法皇御料庄屋と推定される）清兵衛は西出垣外町の、枝村庄屋長右衛門は畑ノ下町中の、千童子村庄屋善七は風呂辻子町（年行司四郎兵衛）の構成員でもあるといった具合であった³⁹。彼等はそこでは他の住人と並んで五人組に名を連ねている。もちろん、先の西出垣外町取り締まり書の結語部分に「若相背キ候者在之候ハ、吟味之上御村方へ届け出、御差図可請候事」とあったように、

村役人（Ⅱ「村方」）としての機能は維持されていたのであるが、彼等が一方で町の論理にも規定されるという動向は、その地位の相対的低下を、換言すれば当該地域における町の比重の増大を示しているといえよう。

住民のこうした町への帰属化は、また郷村役人の配下百姓把握の形骸化を促進することにも繋がった。前章で述べたように、この木津郷地域における領主支配は、領主毎に設置された村役人集団によって支えられていたのであったが、村の分化、町の形成という展開のなかで、村役人による自領百姓の把握も大きく後退していった。先に触れた天保八年の施行が町を基盤として行われたことはその好例であるが、たとえば天保一五年（一八四四）に千童子村新清和院御料庄屋五郎兵衛・年寄藤助・百姓代幸助が作成し小堀代官所に提出した配下農民七十七名（一六組）の五人組帳⁴⁰と、前年に各町が作成した郷中役人宛五人組帳とが全く異なることなども、こうした事態を如実に語る事例である。すなわち後者が各町の下部組織として結成された実質的な五人組を記すのに対して、前者は、各町内に分散する新清和院御料百姓を形式的に組み合わせた架空の五人組帳なのである。そもそも近世にあって、領主支配のために強制された五人組自体の実効度については、かなりの疑問があるが、ここでの問題は、そうした領主支配の形式性を補う村役人とは異なる次元で実質的な五人組が編成され、村役人作成のそれが全くのフィクションである点がポイントで、そこに従来の郷村秩序の解体化現象をみて取ることができるのである。

以上、二節にわたって近世後期木津郷中心部に形成された町について検討を加えた。所属を異にする住民の生活に密着した組織として一八世

紀後半を画期に登場してきたこの町は、郷域中心部住民の激しい移動を伴いつつ形成された住民組織であって、この展開は、村役人の地位低下や配下農民把握の後退など、従来の郷村運営秩序を大きく変容させる役割を果たすものであった^④。

3 木津の打ちこわし

元治二年（一八六五）一月二日、木津に大規模な打ちこわしが発生した。この打ちこわしは、その対象が郷年番の家々であり、発生の契機が大割り問題にあると推定される点で、近世木津郷の郷村秩序をテーマとする本論とも密接に関連する事件である。この打ちこわしの実態については不明な点も少なくないが、以下判明する限りで経過を跡付け、この事件の持った意味について考えてみたい。

さて、都市下層民を主体として米屋・質屋などを襲撃する打ちこわしは、享保年間（一七一六―一七三六）を初発として、天明飢饉のさなかの天明六年（一七八六）には、奈良・郡山・淀・伏見などと並びこの木津でも生じた模様であるが^⑤、元治二年の打ちこわしは、郷運営者がその対象となったという点で、一般の打ちこわしとは性格を異にしていた。

ところで、この打ちこわしの状況をくわしく記した史料は現在三種類発見されている。一つは木津郷神主中岡氏の記した「神事式旧記」^⑥中の記事、一つは木津の住人三浦氏の手になる「木津郷騒動記」^⑦、そしてもう一つは同じく三浦氏が書き留めた鹿背山村庄屋儀兵衛の小堀代官所宛「急訴状」^⑧である。これらは打ちこわし勢のコースや対象者名に少しずつ相違があり（「表10」参照）、騒動の確実なところは把握しがたいのであるが、とりあえず記述の最も詳しい「木津郷騒動記」によつ

て事件の経過を追ってみると以下のごとくである。

元治二年正月二日夜六つ時半、木津出垣外から打ちこわしの発議があり、寄太鼓によって一〇〇人斗りが田中神社境内に集まった。それより手に手に鉞や飛口を携えて亀屋幸右衛門宅へ押しよせ、店先・座敷を荒らし、ついで上津村源治郎宅へ向かい、裏口の戸を叩き破り大狼煙をあげた。その後御霊社前で篝火を焚き鐘を鳴らした。参加しない者は家を打ち毀つと言われたため大勢加わった様子で、上津村嘉平方へ向かった時には三〇〇〜四〇〇人になっていた。嘉平宅の西方の田で篝火を焚いて居宅の表門を打ち破り、座敷廻りの戸・障子・襖・戸棚・箆筒類から、鍋・釜・諸道具に至るまで残らず打ち碎き、柱は鉞で打ち切り、土蔵小屋を残らず打ち破った。豎類は一本もなくなり、書物・着類も焼き捨てられた。それからまた亀屋方へ戻り、またまた土蔵・小屋を残らず打ち破って書物等を焼き捨て、その後、十王堂の久右衛門方へ押し寄せ、門口・表戸を打ち破った。ついで徳兵衛方へ行き諸道具残らず打ち破り、書物焼き捨ても先と同様。それから七左衛門方へ押し寄せ、右同様打ち破った。その後天神社に集合し、酒飯を食べ大火を焚き、人数改めをしている所へ寺々の住職がやってきて、段々と詫びを入れたのでようやく鎮まった。この時には総人数六〇〇〜七〇〇人にも達していたとのことである。

「木津郷騒動記」は打ちこわしの模様を大略このように記している。右によれば打ちこわされた家六軒、打ちこわし勢は最終的には六〇〇〜七〇〇人にも及ぶ大騒動であった。

この打ちこわしについては、「神事式旧記」および「木津郷騒動記」のいずれもが、この事件の前段に前年暮れの郷運営を巡るトラブルを記

[表10] 諸史料にみる打ちこわし

近世郷村社会の秩序と変容
——山城国相楽郡木津郷の場合——

	木津郷騒動記	鹿背山村儀兵衛急訴状	神事式旧記
集合場所	田中社	田中社	
発 頭	木津出垣外	庄兵衛、治兵衛、善七、 長右衛門	日用の小前
時 刻	6つ半より	6つより	戌～丑
人 数	田中社 100人 上嘉打ちこわし300-400人 天神社600-700人	田中社 100人	
コース・ 対 象	(田中社) → 亀屋幸右衛門 → 上津村源治郎 → 同嘉平 → 亀屋幸右衛門 → 十王右衛門 → 徳兵衛 → 七堂久左衛門 → (天神社)	(田中社) → 小寺村幸左衛 門 (幸右衛門子) → (御霊 社) → 上津村嘉兵衛 → 千童 子村徳兵衛 → (天神社)	上津判嘉、小寺亀屋幸右衛 門、十王堂久右衛門、枝村 七左衛門 → (天神社)
道 具	鉞、飛口	刃物、飛口	掛矢、鉞、飛口

[表11] 打ちこわし対象者の役職

人 名	役 職
亀屋 幸 右 衛 門	小寺村一条家領庄屋・郷年番 (郷惣代)
上津村源治郎	?
上津村嘉平 (嘉兵衛・判嘉)	上津村禁裏御料庄屋・郷年番
十王堂久右衛門	枝村庄屋
千童子村徳兵衛	千童子村裏松家庄屋・郷年番
枝村七左衛門	?

していることや、「表上」に示したように、打ちこわし対象者の多くが前年元治元年の郷年番であったことなどから推して、その原因がつぎに示す郷運営問題に端を発したものであったことは疑いない。すなわち、右騒動の起こる二ヶ月程前の元治元年秋から、木津郷では郷大割を巡って、前年の郷惣代・郷年番（小寺村小右衛門、同村茂兵衛、千童子村佐兵衛、大路村吉兵衛）が入用費の増大について当年の同役（惣代Ⅱ上津村嘉兵衛、年番Ⅱ小寺村幸右衛門・千童子村徳兵衛・同村喜兵衛）を批判して両者間の対立が激化し、年末になっても郷大割勘定が出来ない状況にあった。小寺村小右衛門等前年の郷年番に批判的であった鹿背山村庄屋儀兵衛は、この模様を元治元年一月二〇日付け小堀代官所宛急訴状の中で、つぎのように記している⁴⁶。

一、当郷御料私領村々立会大割^与唱、毎年是迄十一月八日取掛り、当月差入迄^ニ勘定割符仕、郷直段相定、引続当村諸勘定御免割仕、御定日限^ニ御上納無滞皆済仕来り候処、右大割中、当御支配所村役人共之内三四人密々寄会、酒宴之上、既^ニ当月三日当郷伝福寺会所^ニ而千童子村佐兵衛が当年番へ彼是悪口雑言為申掛候^ニ付、御上納取建ハ勿論御免割等難出来、右大割勘定例年^与ハ既^ニ廿日斗り延引仕、其上旧例^与ハ乍申忒拾ヶ年来中絶罷在候帳見^与唱へ、彼等が高持語出し何れも村々身寄之高持故障之筋内談仕、殊^ニ（中略）小寺村式百石方百姓嘉三郎頭取彼是申掛ヶ、夫故未々大割勘定出来不申、最早年内日数も十日斗^ニ相成、（中略）殊更、右千童子村庄屋佐兵衛・小寺村庄屋清兵衛・同村庄屋小右衛門・大路村庄屋吉兵衛、右何れも万事郷方相納候様心掛ヶ取鎮可申者^ニ御座候処、斯村役も乍相勤、却^而御太切之御上納取建御免割為致遅滞、殊更小右衛門儀ハ、表向取扱候得共、内実ハ

却^而差支候様之工夫専^ニ致し、其所作柄不容易義と^而おと内密故障之取工仕、夫故小前・出作之もの迄御年貢納方軽蔑^ニ相心得、自ら御上納遅滞未進等仕可申、右之義見習、百姓共迄内村帳面等故障申掛ヶ候も難斗、（中略）不取敢、御役所様^ニ召被為置、追^而嚴重御糺之上何れも退役被仰付候^而、（中略）小寺村式百石方百姓嘉三郎始、此度故障申上居候前書名前之村役人共、以来門留^ニ被仰付、向後決^而何等之義も相工不申様被為成下度奉願上候（後略）

すなわち、元治元年度の大割勘定に対し、千童子村佐兵衛を始めとする何人かの村役人が親しい百姓等と語らって異議を申し立てたため大割はストップし、その後が続く村入用勘定・年貢勘定も遅延している、郷村秩序を維持する立場の彼等のこうした行動が小前・出作等の一般百姓に悪影響を及ぼす可能性は高く大変難儀している、等々と訴えている。こうした訴えが効を奏し、一月二二日千童子村佐兵衛、小寺村小右衛門、同村清兵衛、嘉三郎、鹿背山村庄屋惣治郎等は、小堀代官によって召し取られ入牢処分となったが、その後関係者の嘆願によって同年大晦日に至り一旦宿預けとなる。打ちこわしはまさにこの宿預けの二日後に勃発したのである。以上のような経過に鑑みて、両者が密接に関係したものであったとの想定はほぼ間違いないところであり、この打ちこわしは、郷大割の増大に対する木津郷住民の不満が、郷運営内部の対立を引き金として爆発したものであったと考えられるのである。

ところで、大割を巡って対立を深めていた庄屋層もこうした大騒動の激発には仰天し、管理不行き届きの追及を恐れて事態收拾に奔走し始める。被害を受けた嘉兵衛からは遺恨に思わぬ旨の一札を取り^而、参加

者には誤り状を書かせ⁴⁸、また京都町奉行所に対しては過大な被害届けを撤回する口上書を提出している⁴⁹。こうした揉み消し工作が功を奏したのであろうか、一度は小堀代官所からの見分もあった模様だが⁵⁰、結局参加者への咎めもなく事件は終焉した。町奉行所や代官所にしても、長州征伐や天狗党事件で騒然とする世情のなかで、木津打ちこわしまで手が回らなかつたのかも知れない。問題の発端となった大割勘定については、二月に両者の間で、村役人を責任者として秩序だつて郷勘定を行う旨の一札が取り交わされ、庄屋層の再結集が図られている⁵¹。

以上が、現在明かとなる元治二年正月打ちこわしの概要である。「表10」に示した三史料のうちには、この打ちこわしの発頭人の名前まで挙げたものもあったが、今の所彼等の素性を明らかにする手掛かりはなく、また七〇〇人に及ぶ参加者の階層などについても、これを詳かにすることはできない。ただ先に引用した鹿背山村庄屋の急訴状からみて、反対派の背後にいた多数の中下層民がこの騒動の担い手であったことは十分予想できるところである。

前二節で明らかにしたように、近世後期木津郷の社会は、町という新しい住民組織の形成によって、村から町へと大きく変化しつつあり、それに伴って従来郷村秩序を担ってきた村役人の地位も低下傾向を示していたのであったが、村や町の上部にあつてこれを統括する位置にあつた郷もまた、郷入用の増加に端を発した打ちこわしによって、態勢の立直しを迫られる事態に立ち至つたのである。

おわりに

三章にわたつて、近世木津郷の郷村秩序とその変容の様相について分析を加えた。本論を終えるにあたり、ここで明らかとなつた諸点を簡単に整理しておく。

①木津郷を構成する九ヶ村は、近世を通じて郷としてのまとまりを持ち、農業生産活動を始めとして様々な点において、密接な関係を持っていた。
②とりわけ中心部の五ヶ村は、耕地が相互に入り組んだ地域なしの形態を取つていたこともあつて、これら五ヶ村は宮座の共有、共通の掟の制定など、一体的な関係にあつた。

③このような錯綜した領支配と住民生活を秩序立て、維持する役割を担つたのが、領主毎に設定された多数の村役人たちであつた。なかでも二〇人を越える庄屋衆は、各レベルでの寄り合いを頻繁に開き郷村の運営にあつていた。九ヶ村全体の入用を内容とする大割帳は、木津郷地域の郷村運営を象徴するものである。

④近世後期に至り、村の分化・住民移動を通じて形成されてきた町組織の発展によって、郷・村から郷・町への組み替えが進行し、これに対応して庄屋層の役割低下も顕著となつていった。このような過程に平行しつつ生じた元治二年の打ちこわしは、郷村秩序を統括する郷年番を相手取つている点で、郷運営もまた新しい段階に入ることになった。

以上である。中心部村々が独自の村域を持たないなど、ここで対象とした村々はかなり特殊なケースに属するといえるが、その故にかえつて近世郷村社会の在り様が浮彫りにされており、ここに観取された諸点は、今後の近世郷村史研究にとつても興味深い論点になると思われる。

(1) 南山城の近世に関する研究は、従来著しく立ち遅れていたが、近年自治体史編纂を通じて、史料発掘・研究が急速に進みつつあり、『山城町史』本文編（山城町役場、一九八七年）、『史料が語る城陽近世史』第一〜第四集（城陽市教育委員会、一九八四〜一九九一年）など、いくつかの成果が生まれつつある。このほか、本稿の内容と関わるものとして、井ヶ田良治「江戸時代における公家領の支配構造」（『同志社法学』一五二号、一九七八年）、神崎彰利「近世における公家領の構造―久世家領を中心に―」（『明治大学博物館年報』一二号、一九八一年）、山澄元『近世村落の歴史地理』（柳原書店、一九八二）などがある。

(2) 小野宗左衛門貞久は、寛永一八年（二六四〇）七月より延宝八年（二六八〇）一二月までの間、幕府代官の職にあった（『寛政重修諸家譜』）。

(3) 梅谷村の開発発については、開発願人岡又右衛門の記した「梅谷新田開発記」に詳しい（『木津町史』Ⅱ二六一―二七九ページ）、なお、以下『木津町史』からの引用は『木』Ⅱのごとく記す。

(4) 大路村延宝七年（一六七九）の検地帳（八木芳郎家文書）にみえる小字は郷域に散在しており、「古検」（太閤検地）田畑もこれに対応していることから、こうした耕地の散在状態は大閤検地段階まで遡るとみてよい。

(5) 千童子村の延宝検地は古検高一三二〇・七七石のうち三二九・二九七石分（新検高二七四・六四石）を対象としたに過ぎない（『木津明覧』中岡義隆家文書）。

(6) 『木』Ⅱ一三―一五ページ。

(7) 飯田晴穂家文書。

(8) 文久元年（一八六一）八月作成。中岡喜一家文書。

(9) 市坂村の延宝七年検地帳（市坂区有文書）小字は、その殆どが現在の市坂地区の枠内に集中している。

(10) 文久元年（一八六一）七月作成絵図など。鹿背山区有文書。

(11) 近世初期の史料を欠くため、中心部村々耕地の錯綜状態の原因については推測の域を出ないが、こうした村域を欠いた村の在り方は、千童子村などの村設定が土地区分からではなく人の区分から行われたことに起因すると思われる。一般に近世の村設定は、まず村領域を確定し（村切り）、しかる後にその村域の土地調査を行うという手順をとった（したがってA村領とされた地域に含まれるB村百姓の耕地は、A村検地帳に、持ち主B村何某の出作の形で記される）と考えられるのであるが、木津郷中心部村々の在り様は、これとは逆に、まずA村の村人が集落単位に決められ、その後で彼等の所持地がA村の土地とされた、と考えることによつて整合性を持つといえる。これを図示すれば参考図1の形である。つまりまず $a_1 \cdot a_2 \cdot a_3$ などの居住する地域をA村としたうえで、 $a_1 \cdot a_2 \cdot a_3$ の所持地 $a_1 \cdot a_2 \cdot a_3$ をA村耕地とした（BもE村も同様）のではないかということである。ただ、近世初頭の史料に「木津村」といった呼称が散見されることに注目するならば（たとえば慶長九年（一六〇四）板倉勝重山林寄進状が「木津村五霊宮社人」を宛書としてしていることへ『木』Ⅱ五一―四ページ）、万治三年（一六六〇）鹿背山村言上状に「木津村之者共」と見えることへ『木』Ⅱ三二―一ページなど）、太閤検地段階では図2のように五ヶ村全体が木津村として設定され、その後、各領主への知行宛行いなどに際して、先の手順による人を軸とした五ヶ村の創出がなされたと思定することも可

参考図1 (五ヶ村)

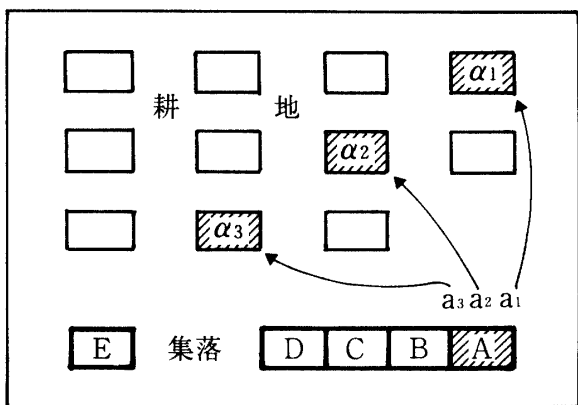
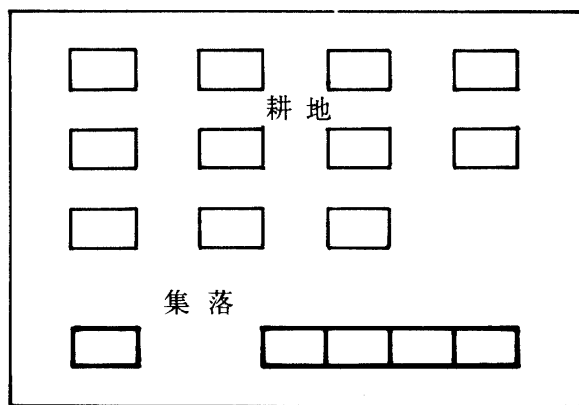


図2 (木津村)



能である。いずれにしても、後考に待ちたい。なお、誤解を避けるために付言すれば、人を軸に村領を決定するというこの手順の場合にあっても、一度確定された耕地の帰属村は、所持権の移動（他村民への売却など）によっても変更されることはなく、各村所属の土地は近世を通じて固定化されている。

(12) 前掲注(5) 参照。

(13) 『京都府の地名』（日本歴史地名大系二六、平凡社、一九八一年）。

(14) 今のところ、寛政九年（一七九七）千童子村五郎兵衛日記（土久里理紀雄家文書）に「本郷」とみえ、また慶応三年（一八六七）千童子村明細帳（『木』Ⅱ二二二—二二二—二二二ページ）に「枝郷 鹿背山村 梅谷村 市坂村 御座候」とみえる程度である。

(15) 延宝五年（一六七七）鹿背山村が代官小野半之助に充てた「乍恐口上書指上申候」（鹿背山区有文書）に、

一、今度梅谷開発之訴訟御座候処、右ハ田発いたし申候儀迷惑^ニ御座候と申、木津六郷を訴状指上ケ申候処、鹿背山村^ニも惣山立合之儀^ニ御座候得者、一所^ニ連判仕指上ケ申候御事とみえる。

(16) 惣山利用の経緯については、貞享二年（一六八五）の「惣山御訴訟書」（『木』Ⅱ二九四—二九六ページ）、宝暦二年（一七六一）「小物成山訳申上候覚」（『木』Ⅱ二九七—三〇〇ページ）参照。

(17) 『木』Ⅱ三〇二—三〇三—三〇四ページ。

(18) 拙稿「江戸時代の木津川水害」（京都府立大学『南山城地域学術調査報告』一九九〇年）。

(19) 「戊年洪水^ニ付堤樋損所普請願書控」（岡田卓穂家文書）。

(20) 第二章第二節参照。

(21) 同右。

(22) たとえば、同じく幕末期作成の「木津郷明細帳(仮題)」(土久里理紀雄家文書)には、

溜池

一、文ヶ廻り池 壺ツ 樋二ツ

一、新池 壺ツ 樋一ツ

一、大谷池 壺ツ 樋二ツ

一、畑ノ池 壺ツ 樋一ツ

一、丸子谷池 壺ツ 樋一ツ

一、荒内池 壺ツ 樋三ツ

一、銚子谷池 壺ツ 樋三重

右之地、小寺村・大路村・千童子村・枝村四ヶ村立会也、銚子谷ハ

上津村共五ヶ村立会御座候、左様思召被成候

とあり、「木津明覧」とは組み合わせを異にしている。

(23) 嘉永元年(一八四八)「為取替一札之事」(土久里理紀雄家文書)。

(24) 同右、および嘉永元年(一八四八)「相窺書」(土久里理紀雄家文書)。

(25) 『木』Ⅱ四八四―四八六ページ。

(26) 土久里理紀雄家文書。

(27) 「一札」(土久里理紀雄家文書)。

(28) この外、「木津明覧」には記されていないが、郷抱えの番人や煙亡もいた(『木』Ⅱ五五〇―五五一ページ、五五八―五五九ページなど)。

(29) 土久里理紀雄家文書。

(30) 注(17)に同じ。

(31) 土久里理紀雄家文書。

(32) 「大割諸入用帳」(次節参照)記事など。

(33) 土久里理紀雄家文書。

(34) 『木』Ⅲ七一一―七三四ページ。

(35) 住民のこうした激しい移動は、街区の奈良街道沿いへの著しい拡大(図6)と、第一章掲載の(図1)を比較されたい)や、天保一四年(一八四三)の町別五人組帳(土久里理紀雄家文書)にみえる住民屋号、借家層の存在(三七―三八頁掲載の表参照)などから推して商品流通の拡大に伴う農・工商分離過程を反映したものと想定される。なお、同五人組帳のうち、南出垣内町、小寺町、西出垣外町、畑ノ下町、十王堂町、風呂辻子町のそれには、屋号、持ち家・借家別記載はない。

(36) 土久里理紀雄家文書。

(37) 注(35)参照。

(38) 八木芳郎家文書。

(39) 注(35)五人組帳など。

(40) 土久里理紀雄家文書。

(41) こうした住民の新しい組織形成は、つぎに挙げる安政五年(一八五八)鹿背山村忠三郎の「差入申一札之事」(滋井正文家文書)などからみて、中心部のみならず枝郷村々にも共通する動向であったと推定される。なお、本文書にみえる「大平」は鹿背山村内の小字であり、関連文書では「垣外」とも「町内」とも記されている。

差入申一札之事

〈出垣外北之町〉

- 綜屋 喜兵衛
- 木綿屋 新兵衛
- 問屋 勘助
- 菓子屋 伊三郎
- 万屋 平兵衛
- 椀屋 伊兵衛
- 河内屋 八郎兵衛
- 樽屋 庄三郎
- 魚屋 源兵衛
- 木綿屋 平兵衛
- 菓子屋 伊三郎
- 鍛冶 源兵衛
- 小間物屋 義八◎
- 荒物屋 弥太良◎
- 下駄屋 清介
- 米屋 平兵衛
- 紺屋 なを
- 荒物屋 喜六
- 綿屋 勝次郎◎
- 風呂屋 長三郎
- 市口 嘉七

◎は年行司

菓子屋伊三郎の重出は原文のまま。

〈大路村町〉

- 糸屋 喜右衛門
- 八幡屋 喜助
- あんやや三蔵
- 大野屋 平三郎
- 小引 宇兵衛
- 桶屋 善助
- 翁屋 宗八
- 八百屋 おふさ
- ふじ田 丈助
- おその
- 糸屋 甚兵衛
- 大野屋 治兵衛
- 福井 理兵衛
- 八百屋 おふし
- ま津屋 庄太郎
- 大工 弥兵衛
- 当尾屋 忠八
- 丁ノ おつる
- 丸屋 長太郎
- 刀屋 武右衛門
- 米屋 庄三郎
- 大工 八五郎
- 丁ノ 平四郎
- 三ツ山 友五郎
- おやす
- 桶屋 喜助
- 町内 庄八
- 同 平助
- 綿打屋 宇兵衛
- 大栗屋 善兵衛
- 大栗屋 源兵衛◎
- 大和屋 長二郎
- 江戸 嘉七
- さか屋 吉治郎
- 八百屋 儀七
- 高味 小右衛門
- 芝ノ おかめ◎
- 真嶋 久兵衛◎
- 大工 平□
- なべ屋 茂兵衛
- 八百屋 半二郎
- 丁ノ おみき
- 米屋 新助
- たはこや 卯兵衛
- 床ノ 吉兵衛
- 丁ノ おその
- いとや 利右衛門
- 布屋 与兵衛
- 山岡 おりく
- 翁屋 彦四郎
- 翁屋 与兵衛
- 魚屋 政二郎
- 小間物屋 太助
- 町内 おりく
- 翁屋 太兵衛
- 町内 おもん
- 上津屋 伊兵衛
- しんちや 源介
- 丁ノ おたみ
- 丁ノ 庄治郎
- 丹波屋 久八
- かせ山屋 与介
- 判場 治兵衛
- 薬屋 新助
- 大和屋 藤吉
- 町内 おみき
- 丁ノ おかね
- 布屋 弥助

◎は年行司(年行司の一人小兵衛の名は五人組中に見当たらない)

〈出垣外中之町〉

- 海老屋 多兵衛
- 大和屋 茂兵衛
- 荒物屋 喜 六
- 百 野 平五郎
- △床 吉五郎
- △ 新 介
- 綜 屋 勘兵衛
- 医 師 鞆 負
- 米 屋 佐 七
- 八百屋 源次郎◎
- 近江屋 九兵衛
- 綜 屋 佐兵衛
- △米 屋 弥 介◎
- △木津屋 利 介
- △小間物屋 源兵衛
- 釜 屋 清兵衛
- 茶碗屋 甚兵衛
- 魚 屋 安次郎
- △大 工 小兵衛
- 上村屋 安治郎
- 綜 屋 庄兵衛
- 枝 村 多兵衛
- 綜 屋 吉兵衛
- 奥田屋 治兵衛
- △風呂屋 治郎吉
- 新 屋 長 六
- △横 山 柳 治
- 戸 屋 甚 六
- 源四郎
- △合羽屋 徳兵衛
- 藤 介
- △ 安 吉
- △ ぶ く
- 由兵衛

◎は年行司

○は持家、△は借家

〈本町北之町〉

- 川口屋 喜 八
- 薬 屋 佐 吉
- 大野屋 吉兵衛
- 舟 ノ 喜 七
- △床 ノ 万 □
- △餅 屋 弥 七
- △大 工 弥 七
- 墨 屋 源兵衛
- △晝 屋 藤兵衛
- 翁 屋 武兵衛
- 泉 屋 吉兵衛
- △亀 屋 忠 助
- 布 屋 興市郎
- 大野屋 忠兵衛
- 綿 屋 半兵衛
- 布 屋 平治郎
- △甘酒屋 藤 吉
- 大野屋 嘉兵衛
- 薬 屋 吉兵衛
- 翁 屋 喜三郎
- △八幡屋 丈 七
- △平野屋 喜 助
- 稲 田 弥平治
- △八百屋 新三郎
- 川口屋 喜兵衛
- 木 屋 清 蔵
- △翁 屋 儀 助
- 判 場 庄兵衛
- 翁 屋 清兵衛
- 大 工 平右衛門
- 紮 屋 清治郎
- 亀 屋 喜右衛門
- 桶 屋 清 七
- 翁 屋 源 八
- 翁 屋 源 七
- 八百屋 源兵衛
- あら物屋 平四郎
- △舟 ノ 清 八
- 川口屋 市兵衛
- 舟 の 佐兵衛
- 舟 ノ 源 七
- 舟 ノ 孫 七
- 舟 ノ 儀 助
- 舟 ノ 治郎助
- 舟 ノ 文 七
- △瓶原屋 源 七
- △甚 右 おとめ

○は持家、△は借家

一、私之儀、種々垣外日待講衆中^江 過言悪口申立候^二 付、右講中^ハ垣外不通之儀^二 相成候処、安右衛門殿・利吉殿兩人取扱、段々相頼申上候上、猶又悪口雜言之由、垣外講中様^江 委敷儀被及御聞候ゆえ、事相濟不申候処、右取扱人も何とも垣外講中^江 申訳も無御座候上、右取扱之儀も御断^二も可相成折柄、本人忠三郎親類共、取扱人兩人・吉兵衛殿右三人^江 段々取継り相頼申候上、右両三人同^二御講中様^江 御託申上被暮候へ者、垣外日待講中是迄之通り御聞濟相^二被成下候段、如何斗難有仕合^二 奉存候、依之私之儀自今以後万事何事^二よらず、右講中^江ハ不及申、何方^二も過言悪口雜言差支之儀決^而相慎可申候、万一聊心得違仕候ハ、本人者不及申親類迄も如何様之思召御取斗被成下候共、一言之申分無御座候、為念一札差入申処依而如件

安政四年^(マ)

三月

本人忠三郎 印

親類宗四郎 印

取扱人

安右衛門印

利吉 印

善兵衛 印

大平垣外

日待講中

(42) 奈良井上町年代記。

(43) 木津明家文書。

(44) 『木』Ⅱ五六二―五六四ページ。

(45) 『木』Ⅱ五六四―五六五ページ。

(46) 滋井正文家文書。

(47) 『木』Ⅱ五六五ページ。

(48) 木津村文書(立命館大学文学部架蔵)の中に、つぎのような誤り状の雛形が残っている。

差入申一札之事

一、此度我等小前百姓一統者共寄集り、小寺村幸右衛門殿・千童子村徳兵衛殿・千童子村七左衛門殿・上津村徳平殿・枝村久右衛門殿各方様御居宅^二去ル二日夜多人数入込及乱妨、建具并^二諸道具等打破り候段、言語道断何共奉恐入候、已^二御公儀様^江御出願^二相成候得者、小前一統之者共如何躰之罪科被仰付候^而無致方、今更前非後悔仕、実以奉恐入、御寺院方并^二御村方御衆中^江取継り、段々御佗奉願上候処、格別之御憐愍穩便^二御聞濟被成下候段、重々難有仕合奉存、向後急度改心仕乱妨不及申、最寄ケ間敷儀毛頭仕間敷候、万一違乱之者有之候ハ、連印之者共如何躰之御咎被仰付候^而も、一言之申分無御座候、為後証誤一札如件

(49) 滋井正文家文書。

乍恐口上書

一、当郷村々百姓共大勢寄集り、乱妨ケ間敷儀仕候段、当三日御訴奉申上候得^而最早不殘引退平穩^二相鎮り、殊^二聊戸障子等相損候迄之儀^二而、此上者村々役人共下^二熟談之上、示方仕致奉存候間何卒前書御嘆願御下ケ仕為成下候様奉願上候、尤最前御訴出候節、差急キ実否も不札心得違仕、大騒之儀共認差上候段、全卒忽之至^而調法奉恐入候、何卒右之趣御慈悲ヲ以御聞届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、以上

元治二年丑正月七日

城州相楽郡木津郷

小寺村庄屋

金兵衛 印

年寄

吉之助 印

大路村庄屋

吉兵衛 印

千童子村庄屋

権次郎 印

年寄

平兵衛 印

枝村庄屋

久右衛門 印

年寄

嘉兵衛 印

上津村庄屋

嘉平 印

年寄

長平 印

鹿背山村庄屋

儀兵衛 印

年寄

新兵衛 印

梅谷村庄屋

平右衛門 印

年寄

儀兵衛 印

市坂村庄屋

藤右衛門 印

年寄

藤吉 印

(50) 注(43) 「神事式旧記」より。

(51) 滋井正文家文書につきのようない札が残っている。

一札

一、当郷中諸勘定之儀、村と役人共立会取調帳面仕立、会所^二おるて高持百姓惣代^一之もの見請、其場席^二而会得之廉と一同と回答へいたし候^一而者、及難難候義も在之^二付、向後者右帳面高持惣代之もの会所^二而見請不会得之廉在之候ハ、銘と自村之役人へ相尋、及穩談候筈^二相定、尤此度我々共違存之義とも互い^二各方へ申入、和談相調候上ハ、都^而是迄之趣意打解、曾ハ遺恨差含不申、勿論村役百姓内密申合せ、悪工之荷担・腰押等仕、郷村及惑乱候様之義ハ毛頭不仕、諸事銘と急度相慎、郷村労費不相成様治り取締方專^二約定仕置候処相違無^一之候、為後日連印一札差入置候処、依^而如件

木津郷

千童子村

御料庄屋

佐兵衛

年寄

七左衛門
裏松殿家領

庄屋

徳兵衛

小寺村

御料庄屋

小右衛門

清兵衛

高持百姓

嘉三郎

一条殿家領

庄屋幸左衛門

若年^二 付後見

庄屋

幸右衛門

大路村

御料庄屋

吉兵衛

枝村

御料庄屋

久右衛門

上津村

御料庄屋

徳平

鹿背山村

御料庄屋

儀兵衛

元治三年

丑二月日

仲人

千童子村

庄屋吉兵衛殿

同

京都

竹盛嘉助殿

【付記】 本稿は、木津町史執筆委員として筆者が執筆した『木津町史』本文編（木津町、一九九一年）近世編第三章、第五章などをもとに、本学南山城地域学術調査（一九八七―八九年度）における成果をも踏まえながら、改めて書きおろしたものである。末尾ながら史料所蔵者各位ならびに木津町史編纂室に対し謝意を表する次第である。

（一九九一年八月十三日受理）

（みずもと くにひこ 本学文学部助教授）